
令和5年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和5年9月13日（水曜日）

議事日程（第2号）

令和5年9月13日 午前9時01分開議

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
 2. 大庭 澄人 議員
 3. 桜下 善博 議員
 4. 庭田 英明 議員
 5. 三浦 浩明 議員
 6. 河村由美子 議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
 2. 大庭 澄人 議員
 3. 桜下 善博 議員
 4. 庭田 英明 議員
 5. 三浦 浩明 議員
 6. 河村由美子 議員

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 桜下 善博君 | 2 番 村上 定陽君 |
| 3 番 三浦 浩明君 | 4 番 桑原 三平君 |
| 5 番 河村由美子君 | 6 番 松蔭 茂君 |
| 7 番 河村 隆行君 | 8 番 大庭 澄人君 |
| 9 番 藤升 正夫君 | 10 番 中田 元君 |
| 11 番 庭田 英明君 | 12 番 安永 友行君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	深川 千恵君

午前9時01分開議

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議、一般質問を行います。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、9番、藤升議員の発言を許します。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） おはようございます。日本共産党の藤升正夫でございます。

本日は、補聴器購入への助成、夏休みのプールの利用について、教育委員会が管理をするところの施設設備の管理状況、旧蔵木中学校の効果的な利活用について、町長並びに教育長にお聞きをいたします。

まず初めに、補聴器購入への助成ですが、昨年の3月にも、この加齢性の難聴となった方に補聴器購入時の助成を求める質問を行っております。年齢が進むことにより、人の話が聞きにくくなることを日本耳鼻咽喉科の学会のホームページで、65歳から74歳で3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると紹介をしております。聞こえにくくなることで、危険を察知する能力が下がったり、認知症の予防となる社会的参加を妨げることも加わり、より認知症を発症する可能性も高まります。

アメリカのジョンズ・ホプキンス大学の研究から、音の聞こえが悪くなることで平衡感覚を維

持することが難しくなるため、つまずきや転倒などのリスクが高まることも分かってきております。難聴のある方は、転倒のリスクが上昇するということです。

ただ、せっかく補聴器を購入したんだけど、合わないというお話をよく伺いますが、この点につきましては、人それぞれによって聞こえ方にばらつきがあり、単純に一定の音域レベルを上げて改善されるものではなく、一人ひとりの状態に合わせて調整するもので、認定補聴器技能者のいる販売店では、この調整が行われていると聞いております。

日本聴覚医学会は、中等度難聴を40デシベル以上70デシベル未満として、早い段階から補聴器を使うことでコミュニケーションを支え、脳への刺激を維持することを可能にするといいます。高齢者の生活を支援し、社会参加を促進する補聴器購入助成を、中程度の難聴者に対しても行うことを求めます。

昨年3月の答弁では、聴覚の障害者手帳を持たない方への補聴器購入助成への実施の可否について、検討したいと答弁もありました。高齢となり、耳が聞こえにくくなった方も積極的に会話や話し合いに参加し、社会生活を送れるよう積極的な行動を求めます。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。どうかよろしく願いいたします。

藤升議員の1点目、加齢性難聴に係る補聴器購入の助成をということについてお答えをしたいと思います。このことにつきましては、令和4年3月定例会の一般質問で通告がございまして、ただいま議員の御指摘の内容で答弁しておるところでございます。

本事業導入に伴うメリットについても、議員と同じ認識を持っております。この間、他の自治体においても制度導入する団体が増えつつありまして、近年では益田市が、令和4年4月から事業を開始をしております。吉賀町におきましても、速やかに制度設計を行い、令和6年度より実施するよう担当課に指示をしております。現在、要項及び必要な予算額の積算等の作業を行っております。これらの制度案等が整い次第、議会への上程、あるいはその前段での説明をしてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 令和6年4月から実施をというお話でございました。なお、耳が聞こえにくくなったら、耳鼻咽喉科の受診が勧められています。これは、高齢性難聴であるか、また、ほかの病気があるか、そういうことも含めて耳鼻咽喉科を受診をするようにということですが、今、準備が進められていますよしか病院では、耳鼻咽喉科の専門の医師の診察は予定をされていません。総合診療医の先生が、どこまで見られるのか、積極的な方法を期待をして、次の質問に移ります。

2番目の質問ですが、これは教育長にお願いをしております。夏休みの子どもたちに、プール

で楽しめる自由を提供できることを願って質問するものであります。

今年、子どもたちは、学校プール、町民プールを思い切り使えたかについてお聞きをします。学校教育においては、毎年のプール授業の積み重ねで水に慣れ、危険への対処、水泳技術、能力の向上、そして水難事故の防止への取り組みが行われてきました。暑い夏の盛りに、水とともに遊ぶことも大事だと思います。水難事故が少なくなった功績に、学校でのプール授業が大きく貢献していると高く評価されております。また、学習指導要領では改訂されましたが、水泳のところでは、「浮く・もぐる遊び」から、「もぐる・浮く遊び」に変わっているところもあります。水中での動きが先に来ることによって、息を止めたり吐いたりする呼吸が意識され、皆が泳げるようになる動きが進められてきたと思います。これを夏休みのプールで思い返し、呼吸を意識し遊ぶことが、子どもたちに生きる力を定着させることにもつながりますが、肝心のプールが使えなければ、十分なことにもなりません。

夏休み前はよろしいですが、夏休みに入ってから町民プールと学校プールがそれぞれ、監視員等がそろえば使用可能であった日数と、実際に子どもたちが使えたのは何日あったのか、プールごとにお示しを願いたいと思います。

また、教育委員会は、夏休みにプールが十分使えるよう、準備と援助がどれだけできたのか、併せてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 事前の通告において、夏休み前ということもございましたが、夏休み中ということでもよろしいでしょうか。

夏休み中のプールの使用可能日数と実際の開放日数についてお答えいたします。

蔵木小学校プールは、13日使用可能で11日開放、朝倉小学校は、11日使用可能で10日開放、七日市小学校プールは、12日使用可能で12日開放、柿木小学校プールは、11日間開放予定でしたが、大量の藻の発生のため使用可能日数ゼロとなり、開放日数がゼロ日となりました。

町民プールについては、18日間の開放予定で15日間の開放となりました。

教育課程外である夏休み中のプール開放については、保護者の要望という形で実施しております。できる範囲でのプール開放を行っております。したがって、教育課程内である水泳学習のための夏休み前のプール使用ほどは、日数を必ず確保していくということにはなっておりません。ただ、子どもたちが水に親しむ機会は、議員の言われたとおり、できるだけ確保できるよう要望には応えてまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、事前の教育委員会の準備、対応ということについてお答えいたします。

小学校プールである4つのプールにつきましては、プール開放前からプール補修業者との維持、

管理業務契約の締結を行った上で、事前点検や修理が必要な箇所があればその対応を行うとともに、使用開始前の水道使用上のルールの徹底、使用開始後の水質検査の実施や、水質悪化時の保守点検業者との相談・連携の対応や、学校薬剤師への相談・指導助言等の対応をしておるところでございます。さらに、プール監視員を対象に、心肺蘇生・救急法についての講習会も開いております。

また、町民プールにつきましても、小学校プールと同様、外部委託により、浄化装置の運転・維持管理を行うとともに、教育委員会職員でpH、残留塩素濃度等、毎日の水質検査により、水質管理をしておるところでございます。

なお、監視員が不足する場合には、教育委員会職員が対応することもあるという状況となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。今の御答弁にもありましたように、六日市小学校に近い町民プール、18日を予定をしておりましたが、pH、酸性やらアルカリを示す濃度が基準値に収まっていなかったため、実際15日であったと。柿木小学校については、そもそも自動塩素供給機の故障、その後の管理の不足、そういうものも影響して開けなかったというふうにお聞きをしています。

朝倉小学校の場合、PTAの要望は18日間でした。ところが、11日しかできない、実際は天候等の都合で10日になったわけですが、監視員3人を確保するために、保護者の方が仕事をお休みになられて、そして子どもたちのために、プール利用できるよう準備をされると、このような状況にもなったというふうに保護者の方から聞いております。

住むところが違うことで、片や18日を予定できる、片や11日程度しか予定をできない、このような、プールを利用できる日数に大きな差があり、また、プール監視員の手配、塩素濃度やpHの測定、これは、管理する学校側の負担にもなっているとお聞きをしています。どこに住んでいても同じようにプールを自由に使えるよう、検討することを教育長に求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 議員の言われるとおり、子どもたちに夏休み中、しっかりとプールで、遊びも含めて、しっかりと学習をして、水泳能力の向上を図ってもらいたいというふうなところではございます。

実情を申しますと、学校のプールにつきましては、現在、教員の働き方改革ということで、8月10日から8月16日までの7日間、学校閉庁というふうなことでございます。

で、その間は、教員誰一人学校にはおらないという状況でございます。

町民プールにつきましては、町教育委員会の管轄というふうになっておりますので、若干教育委員会管轄の町民プールが日数が多いというふうな状況でございます。

なかなか学校プールに、さらに日数を増やしてもらいたいとか、7日間という日数がございしますので、その間、水質がきちっと管理できないということで、それ以後のプール使用については非常に難しいというふうな状況になります。そのために、なかなか日数が増やせないというところがございします。

これについて、プールの今後の改修も含めて、どういうふうにプールを管理、あるいは使用についてどういうふうに配慮していけばよいかについては、また教育委員会のみんなで協議をしたり、それから校長会の意見も伺いまして、また方針を定めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 協議をされるということで、教育委員会なり校長会のということでもありますけれども、やっぱりそのときに、子どもたちの声であったり、保護者の意見、こういうものもしっかりと集めて、そしてやっていただきたいということを要望するわけであります。

また、8月10日から16日、学校の働き方改革、それは当然必要なことだと私も思いますが、じゃあ、この間、塩素を添加することで藻の発生を防ぐ、こういうことも必要になり、また、pHを測定することによって塩素の効果も変わるわけですから、そこも休みの期間中にどうするか。そういうことも体制を整えられるような検討を求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 8月10日から16日の7日間に関しまして、この7日間ということでございますが、これについて、例えば外部委託であるとか、あるいは保護者さんの御協力であるとか、いろいろな方法は考えられるのでございますが、なかなかそれぞれ難しいところがございます。ですが、今、議員から御指摘いただきましたので、どういうふうなことが可能かということは、これから探ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、次の質問に移ります。

教育委員会が管理をします施設設備の管理状況についてであります。

教育委員会の管理をします小中学校の校舎、この間、大規模改修、教室への空調機設置が進められてきました。一方で、朝倉小学校のグラウンドは、町道側から校舎側に向いて5センチ低く

なっております。運動会の綱引きには、県道側が有利となる。さらに、雑草がはびこっております。また、黒くなっているところもございます。

こちらに示したのは、朝倉小学校のグラウンドを上から撮影したものであります。隣の白いところは、朝倉の放課後児童クラブで使っている、元朝倉保育所の園庭ですが、一定の色の違いが分かると思います。このような状況になっているわけであります。

また、公民館につきましては、朝倉に新しい公民館が、2020年に完成をしております。七日市公民館は2022年に、林業総合センターに移転しました。蔵木公民館はどうでしょうか。冬は、事務所のほうにもほかの部屋にも雪が吹き込み、夏は暑い日差しを避けるためのものが、ガラス戸を閉めているにもかかわらず、外の風を受けてひらひらとしております。消防からは、防災の、燃えないものを使うよう、口頭で指摘をされたと聞いています。

旧朝倉公民館前の広場のアスファルト舗装、昨年から3か所壊れておりましたが、つい最近になりまして、ようやく補修がされております。

これが補修をされたところですが、白く写っているのは、普通の新聞の1ページに相当しますから、どのくらいのところが直されたのかということが感じ取っていただけたと思います。

これらの情報は、学校や公民館、地域住民から届けられているものです。教育長は、この状況について、どのように理解をされているか。また、これらの不具合の情報を、教育委員会としてどのように整理し、修繕の計画を立てているのか、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、議員から挙げていただきました3点について申し述べます。

まず、朝倉小学校グラウンドについてでございます。学校要望の中の一つとしまして、特に雨天時に児童昇降口前、校舎前が水浸しになるため、排水の整備と、雑草が生え、校庭を覆い、抜いても追いつかないという校庭整備に関する要望が挙げられてございます。この校庭整備に関しましては、今後の施設の改修時に併せて対応していく方針としています。

議員御指摘のグラウンドの高低差につきましては、施設整備基準や法令基準等がないため、建築士への確認を行ったところ、5センチメートル程度の高低差であれば、特に使用上の問題はなとの回答を得ております。今後、学校要望の優先度が高くなるなど、特段の事情がなければ、対応の予定はございません。

次に、蔵木公民館についてでございます。後の質問で詳しく触れたいと思いますが、その老朽状況からいたしますと、仮に大規模な修繕や改修を加えたとしても、その費用対効果は見込めないと判断しております。したがって、最低限の修繕を行いつつ、近隣公共施設への機能移転を検討してまいる所存でございます。

3点目でございます。アスファルト舗装の穴についてでございますが、議員から情報を御提供

いただきまして、担当職員が直ちに現場を確認いたしました。公民館施設の修繕予算は僅かばかりしか確保していない上、本件は計画外に発生した要修繕案件であることから、先日、職員作業によって修繕を行ったところです。この間、時間がかかってしまったところ、大変、それについてはなかなかできなかったことについて、おわび申し上げたいと思います。

こうした施設整備につきましては、安全管理上、緊急を要するものにつきましては、軽微なものは修繕予算範囲内で、大きなものは補正予算を組んで緊急に対応しているところでございます。また、緊急を要さないものにつきましては、優先順位を決めて、年度を追って逐次修繕することとしております。また、個別の施設整備計画がございますので、この計画に含めて、施設の整備を図っているものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫君） 朝倉小学校のグラウンドには対応しないと、大変冷たい答弁をいただきました。

今のグラウンドの施設の状況、教育長は、あれで当たり前だというふうに理解をされているのか。子どもたちが思い切り遊べる場所として、ふさわしいと思っておられるか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 理想を申せば、今の校庭の状況、町内、ほかの学校もございますが、草がたくさん生えたり、いろんな排水等で問題があったりというふうなところは、それぞれの学校で様々ございます。それがいいとは申しませんが、なかなか今の段階で修繕、修理というのが難しい状況です。

朝倉小学校につきましては、来年度、また施設改修に向けまして計画をしているところでございますので、その際に、その件につきましては、改善をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫君） もう一度ちょっと確認のために、朝倉小学校の施設整備を行う年度についての御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

さらに言えば、例えば柿木小学校の校長室、エアコンが昨年から壊れたまま、今なぜ校長室のことを言うのかといいますと、外から来られた方がお話をするとところだと、私は校長室についてそのように理解をしております。そういうところのエアコンでも、要望には挙げているが、今年度若干調査費が出たという話は聞きましたが、そうじゃなくて、現地を見て確認して、そこでも

う一度考えるということを教育委員会でぜひ、ほかの案件でもそうですけども、やっていただきたい。その必要性について、と思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、先ほどの件、朝倉小学校の改修についてでございますが、現在、教育委員会内で改修に向けてのどういうふうな年度の段階という、近々のうちには改修をしてまいりたいと思っておりますが、その検討の段階でございます。

それから、柿木小学校の校長室のエアコンであるとか、そういう具体的な諸所、もろもろの整備しなければならない事項について。

まず、9月、今月の末になりますけども、校長会要望という機会がございます。そのところで、どのぐらいの思いで要望で挙がってくるかというのを把握をしまっている予定でございます。そして、11月には、教育委員と共にですけども、教育委員会事務局の者、私も含めてです。学校のほうに参りまして、現地をしっかりと見て、それから、学校としては要望の順位をつけておりますので、そこを見させていただいて、早急に取り組むべきもの、なかなか予算の面もございまして、逐次、どういうふうにしていけばいいかということを協議してまいる予定となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 学校からは要望の順位がつけて、今の校長室のエアコンなどは、なかなか、私が校長だったら、上にあげづらいです。なぜか。まず子どもたちのことを優先すると。そういうものも感じて、なおかつ吉賀町の学校にお客さんが来た、校長室はエアコンが壊れています。そういうものを教育委員会がどう判断をするか。単に学校からの要望、学校がこうやって言うからじゃなくて、教育委員会の判断も加えるべきではないかと、施設管理において。そのように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 確かに議員のおっしゃられる面もでございます。要望が挙げたこと、それが教育委員会独自で判断していくこと、そういうこともございますので、今後、議員の御指摘を踏まえて、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 教育委員会のほうでは、既に把握をされていることだというふうに思いますが、これ以外にも、そこにあります六日市町民体育館の舞台の一番奥のほうにあります白い幕、破れたのをテープで補修し、見えるようになってからは、非常にあまり人に見せたくないような状況。さらには、体育館の入り口、タイルがほげたまま補修もされない。図書館の入

り口、アスファルト、ますのところが穴になっております。小さい子どもだったら足を突っ込み
そう。やっぱり誰が使うか、どんな人が利用されるのか、そういうところも感じ取って修繕が
必要ではないでしょうか。いかがですか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 議員の御指摘のところは十分踏まえて、今後対応してまいりたいと思
います。

○議長（安永 友行君） 9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫君） 十分対応ということですが、今の中には、これまで既に教育
委員会のほうに、ぜひ直してほしいとお願いをしているものもあります。でも何か月かしても、
直らないです、寂しいことに。本当、けががあってからでは遅いんですよ、子どもたちが。本当、
残念な思いでお聞きをしました。

教育長は、使う人がどんな人かということについて、子どもが穴に足を突っ込んでこけたりし
たら、という思いにはならないのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 重ねて申しますが、議員の御指摘を踏まえて、善処してまいりたいと
思います。

○議長（安永 友行君） 9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫君） 職員の方、忙しいとは思いますが。お金のこともあります。なぜで
きないのかをしっかりと表明することも大事です。人の手が足りないなら足りないと、はっきり
と言うことも大事だということを申し述べて、次の質問に移ります。

旧蔵木中学校の効果的な利活用ということで、引き続き教育長にお聞きをいたします。

吉賀町個別施設計画、これは令和3年2月に作成されておりますが、これにおいて、蔵木公民
館は劣化度Cで、「広範囲に劣化が見られ、大規模な補修が必要な状態」、基本的な方針をD
「施設廃止を検討」、保全計画のところには、「近隣公共施設への機能移転を検討」と記され、
保全計画の年表には、2024年に「除却」とあります。個別施設計画の策定時に、教育委員会
は除却の方針を持っていたと考えられますが、このとき、どのような検討がされていたか、お聞
きをします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まずは、蔵木公民館は、昭和47年に建設され、昭和54年に一部を
増築した鉄骨ブロック造り及び木造構造の建物でございます。築51年が経過し、言うまでもな
く老朽化が顕著に見られる状態となっております。躯体部には、傷みが進行し、隙間風が入るほ
か、屋根の増築接合部は雨水が浸入するため、それを防ぐための細かな修繕を繰り返している状

態です。根本的な解決を図るためには、屋根全体の大規模な改修が必要な状況です。また、給排水設備も全体的に劣化が進行しているほか、有効駐車スペースが狭小であるという立地環境問題も抱えております。

このような状況から、仮に大規模な修繕や改修を加えたとしても、その費用対効果は見込めないと判断しており、近隣公共施設への機能移転を検討することとした次第であります。

したがって、他用途への転用も困難な施設であることから、機能移転が完了した後は解体し、資産上は除却という計画にした次第でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫君） 当時、機能移転という選択をしたということで御説明がありました。ところが、今、旧蔵木中学校と体育館、使用できない状態となっております。これまでも教育委員会としては、地元の方に、利活用についての検討をしていただくような要請もされていたわけですが、ほかの土木事務所等からの御指摘もあり、今は使えない状態となっているというふうにお聞きをしておりますが、改めて、旧蔵木中学校の校舎、また体育館、どのような状況になっているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 旧蔵木中学校の状況でございますが、学校統合前の平成 28 年度に実施した施設の法定検査において、外壁モルタル面の全面打診検査による外壁補修及び屋内運動場 2 階控室天井の雨漏り痕跡への対応等の指摘がございました。当該箇所につきましては、今後の利活用の際には、確実に対応していく必要があると考えております。

また、既に最終点検時から 7 年、学校統合からも 4 年が経過していることから、現在は、当該箇所以外にも補修及び機能改善の必要箇所が発生している可能性もございます。なお、令和 5 年 4 月 1 日から、先ほども議員からございましたが、法令上の制限により、当該施設の利用はできなくなっております。蔵木小学校仮校舎の使用終了から半年が経過し、体育館のアリーナは特に問題なく使えそうですが、やや、かび臭がしております。校舎はやや雑然としておりますが、改修すればまだまだ使えそうです。今後も定期的な点検や風を通すなどの対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫君） それでは、町長に、今の旧蔵木中学校の件についてお聞きをいたしますが、今年 3 月の施政方針におきまして、「蔵木小学校の仮校舎として利用した旧蔵木中学校施設については、地域を代表する皆様と今後のあり方についての協議を行っていきます。蔵木

公民館の機能移転を含め、地域にとってより効果的な利活用ができるよう、その動きを加速していきます」と述べています。どのようにすれば、動きを加速することができるかと考えていたか、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、教育長の答弁に引き続いてでございますが、この項目につきまして、今、御質問いただきました。どのようにすれば動きを加速できるのかという点でございますが、私といたしましては、今から申し上げます以下の点が、ポイントになるのではないかとこのように考えております。

まず1点目でございます。旧蔵木中学校の施設利用や主体者のイメージの具体化が必要だということ。例えば、誰が何をどのように利用するかということでございます。

2つ目といたしましては、施設利用のイメージを実現するための法的条件等のクリアが必要だろうということです。

そして3点目は、具体化されたイメージを基に、施設改修に向けた財源確保をいかにしていくかと、こういうことだろうと思います。

ただし、1点目の利用具体化につきましては、住民の皆様の思い、協議、合意形成等のプロセスが重要な要素となると考えておりますので、早ければ早いほどよいといったものではない、そういったものだけではないというふうに考えております。

地域の方々の中でも、この旧蔵木中学校施設に対しての関心や思いは様々かと思いますが、より多くの方々が自分にとって必要だと思っただけの施設にするためには、それまでのプロセスも大切にしていく必要があるというふうに考えております。

今年度より、旧蔵木中学校の利活用については、旧蔵中利活用検討委員会を立ち上げていただきまして、第1回目を、去る6月27日に開催し、検討を進めていただいております。この委員につきましては、蔵木公民館から蔵木地区自治会長会へ働きかけていただきまして、自治会長の推薦として6名の方をお願いをしているところでございます。

事務局につきましては、公民館が担いまして、教育委員会のほうからは、地域・人づくりコーディネーターが参加いたしまして、他地域の事例や議論に必要となるような情報提供をしておりますところでございます。

この検討委員会は、本年の8月末現在、これまで3回ほど開催されておまして、おおむね開催頻度といたしましては、月1回というようなペースでございます。

現段階の議論の進捗状況は、蔵木公民館を移転し、社会教育事業、住民活動、憩いの場、生活を支える福祉活動ができる機能など、多目的に利用できる想定で協議を進めておられるそうでございます。

教育委員会では、まずこの検討委員会で青写真を描いていただきまして、それを踏まえて関係各所、例えば、島根県の県土整備事務所等でございますが、こうした関係機関、各所とも協議を進めていきたいというふうに考えておりまして、併せてそれを実現する財源確保に力を入れていく必要があると考えておるとのことでございます。

ただし、こうしたハード整備に関しましては、大きな金額、財源が必要になることも想定されます。これについては、国や県の事業も視野に入れて、検討していく必要があると考えております。

しかし、そうなりますと、ハード整備だけでなく、地域づくりの主体となる蔵木地域の皆さんによる住民活動のビジョン、組織体制、具体的な取り組みなどのソフト面についても大きなポイントとなり得るということでございますので、こうしたこともしっかり支援、アドバイスをしていく必要があると考えております。

こうした支援につきましては、先ほど申し上げました、地域・人づくりコーディネーターが伴走しながら進めたいと考えておりますが、教育委員会だけでなく、町長部局も関わっていきながら進めていく必要も十分に想定されますので、そうした連携もしっかり行っていきたいと考えております。

また、付け加えまして、令和3年12月には、東京で中古パソコン販売をしておられます企業様が、旧蔵木中学校に視察にお越しいただいております。この企業が目指すのは、全国の自治体と一緒にしまして、廃校を活用したICTと地域づくりの拠点づくりの整備事業でありまして、これをおかえり集学校、集まる学校と書くのですが、「おかえり集学校プロジェクト」として展開されています。現時点では、プレオープンも含めて、全国で17の拠点があるそうでございます。こうした民間企業の力も合わせた利活用の可能性も考えられるところではありますが、まずは、地域住民の皆さんの思いや、協議が優先されるべきというふうに考えておりますので、この企業とは、一定の関係やコミュニケーションを取りながら、そうした状況を見守っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、話し合いが進められているということで、そこには、地域・人づくりコーディネーターさんも参加されているということですが、今、この集まっておられる方、もともと学校施設であったものを、不特定多数の人が出入りする施設にするためにどうしたらいいのかと。その方法、財源はまた出てくるんですけども、法的な消防法等への対応、そして建物として、そのままではなくて減築することができるのか。一部を壊すという意味ですが、そういうようなことに対しての知識等を持っておられるのか。そういうものも含めて検討するということも、大きな建物であるほどお金はその後の経費にかかるというのは間違いないと考えます。

ので、そういう専門的な分野について理解できる人が参加しての話し合いになっているか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私は実際、その会議には出ておりませんので、想像という話になるかも分かりませんが、恐らく今、議員が指摘されたような、いわゆるその法的な根拠、あるいは技術的な部分についてということよりも、むしろ、まずは、あの施設をいかような形で利活用していくかという、そうした部分、いわゆるそのソフトの面でも協議をしておられるのではないかと思います。

教育委員会のほうから今、こちらに出かけております地域・人づくりコーディネーターにつきましても、当然そうした知見も兼ね備えておるとは思いますが、なかなか具体的などころまでは及ばないところがあるかと思えます。いろいろな経験をしてこられた方ですし、先般も六日市公民館でイベントがあるときにも、私も出かけていっていろいろな場面を見させていただきましたが、この公民館を核とした活動が、非常に活発化しているというのを感じました。蔵木地区でもこうした活動ができればいいかなというふうに思っております。

今、議員がお話しされましたように、私が冒頭で申し上げました3つのポイントということで、2つ目の法的条件のクリアと、それから財源の確保のところ、これはやはり、最終的には一番大きなポイントになるのは間違いございません。思いは思いとして形をつくっていきますが、じゃあそれが現実問題として実現できるのかどうかということになると、今の2つが大きなポイントになりますので、そうしたところの議論につきましては、この会議の中でまとめていただいた、あるいはその過程の中で、教育委員会の事務局とまた連携を取って、あるいは町長部局からも関連をするかも分かりませんが、そうしたところでまた、より専門な分野の皆さんのほうへアドバイス、助言等を受けるような機会もつくっていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 4回目の質問に移って時間がありましたら、続きをさせていただきます。

町長にお聞きをいたしますが、吉賀町個別施設計画の今後のフォローアップでは、計画の見直しについて、5年ごとに行うことを基本としつつ、必要に応じて適宜見直しを行うとしております。旧蔵木中学校校舎と体育館が個別施設計画に入っていない理由と、急いで載せるのか、この点について、町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、吉賀町の個別施設計画についてでございます。

この計画につきましては、令和3年2月に策定をしております。旧蔵木中学校校舎とその体育館につきましては、平成31年3月に閉校後、六日市中学校に統合されておりますので、本計画に反映させるべきところではございました。

本年度に令和4年度の保全計画の実績値の反映を行いますので、旧蔵木中学校の校舎と、この体育館につきましても、この保全計画に反映させた上で取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 話をもう一遍、旧蔵木中学校校舎の活用に向けての話し合いのほうに戻させていただきたいと思いますが、どんな可能性があるのかということを考えるときに、あれができる、これができる、いっぱい。例えば、旧六日市学園施設のときも、いろんなものが出てきていました。しかし、一方で、条件的にクリアをしなければできないもの、何ができるのかできないのか、そういうものもはっきり、そこに参加する人が分からない段階で話し合いをしても、なかなか具体的な話のところに入っていくかないというふうに感じます。

もともと、蔵木の公民館を旧中学校のほうにという考えもあったというふうには聞いておりますから、どうやって活用するのかというのを地域住民の方々のほうにサイコロを振るのも大事ですが、町として、じゃあ蔵木公民館どうするんだと。そのこととしっかりと結びつけた活用、そのところをもう一度練り直して、話し合いに参加する、そのことが今必要ではないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず今、蔵木公民館を中心に、地域の皆さんに御議論していただいているということで、今その協議のテーブルは、教育委員会部局にもございますので、私がそのことに対してコメントするのはどうかなとは思いますが、先ほど申し上げました3つのポイントのうち、やはり大きいものは、法的条件のクリアの部分と財源の確保のところでございます。今、議論の進め方がちょっと私は分からないところもありますが、逆に、法的条件はこういったものがあります。いわゆるそのハードルがあります。財源についても、こうしたものしか使えませんというものを示した上で議論に入っていただくことも、やっぱり手法としてはあるのかなと思いますので、そこら辺りはまた、教育委員会なり公民館のほうで工夫をしていただくといいかなというふうに思っています。

それから、公民館の部分については、やはりこれは地域づくりの側面もありますので、教育委員会部局だけではなくて、町長部局、とりわけ企画課のほうになりますけど、そうしたところと連携をしながら、そうした協議のテーブルにつくような機会があれば、そのように対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫君） 町長部局も、しっかりとかみ合う形での話し合いの参加を求めて、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、１番目の通告者、９番、藤升議員の質問は終わりました。
ここで１０分間休憩します。

午前９時５９分休憩

.....

午前１０時１０分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
一般質問を行います。

２番目の通告者、８番、大庭議員の発言を許します。８番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人君） 私は、４問の質問を用意しております。いずれも明快に答えられるよう、お願いいたします。

まず最初に、教育長にお伺いしますが、蔵木公民館は旧蔵中に移すと発言されたそうですが、事実なのですか。旧蔵中施設をどう利用するか、地元住民もまだ結論が出ていない中での発言、地元を無視されるのでしょうか。また、今後は、コーディネーターに全てを任すとはどういうことなのか、併せてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、蔵木公民館を旧蔵木中学校へ移転する方針を打ち出したのは事実でございます。この理由としましては、次の３点でございます。

１つ目は、令和元年９月に、蔵木地区自治会長会が実施された利活用アンケート集計結果を尊重してほしいという要望の声です。アンケートで一番多かった意見が、公民館としての活用でした。

２つ目の理由ですけれども、蔵木公民館の老朽化問題への対応として、教育委員会に対して、「公民館をどうするつもりなのか方向性を出してほしい。そのほうが、旧蔵木中学校の利活用も考えやすい」という要望の声です。

３つ目の理由としては、他の自治体の事例等も踏まえると、人づくりと地域づくりの相乗効果を考えた場合、これまで以上に、社会教育や住民自治の可能性を広げることができる環境、つまり、大きな施設である旧蔵木中学校の活用が適切であろうという教育委員会内の協議結果でございます。

現在、蔵木地区では、先ほどの御質問でもございましたけれども、旧蔵中利活用検討委員会を立ち上げていただき、協議を進めていただいている最中でございます。地元住民の皆さんによる結論が出ていないという点については、確かにそのとおりですが、こうした中でも教育委員会とし

て出せる方向性があるのであれば、それは出してほしいという要望がございます。こうした状況ですので、御理解いただけるものとは思いますが、決して地元を無視するつもりではございませんで、住民の方々の思いや意見を尊重しつつ、議論を重ねながら、現状で教育委員会としてできることを適宜お示ししていく姿勢でございます。

次に、コーディネーターに任すという言葉でございますが、教育委員会では使ったことはございません。ただ、そのように思われたということであれば、これについて正確に申し上げますと、旧蔵中利活用検討委員会については、地域・人づくりコーディネーターが教育委員会の職員として参加し、検討委員会を伴走支援しながら、教育委員会との橋渡しも行うという意味でございます。こうしたことは、他部局においても様々な事業において、担当者を決めて対応することがございます。本件についても同じことございまして、組織として対応する際、その最前線には担当者がいるということとはよくあることでございます。決して、コーディネーター任せということではございません。

地域・人づくりコーディネーターは、まさに今回のような検討委員会を伴走するための知見や経験を有すると判断しており、教育委員会の担当者として会議に参加させているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 旧蔵中に公民館を移設するという方針を打ち出したことは事実ということなんですが、ずっと以前、何年かちょっと忘れたんですけど、教育次長がどこかに見学に行かれて、蔵中を利用するには、改修するのに1億何ぼかかると、そう言われたのを覚えております。その1億何ぼもかけてやるんだったら、やっぱり先ほども出ていましたけど、法的な根拠や消防法とかいろんな面で、あっさり造り替えたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほどの議員の御質問等の答弁にも、町長、答弁申し上げましたとおりでございますけども、教育委員会といたしましては、蔵木公民館につきましては、旧蔵木中学校への移転ということを第一に考えております。検討する中で、やむを得ない状況が出てきたりというふうなことがございますれば、全く検討の余地がないということではございませんけども、まずは、旧蔵木中学校へ移転ということを第一方針で考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 改修費用に1億何ぼかかるということは、どうするつもりなのか。

また、旧蔵木中学校に移ったとしても、今のままでは使えないと思いますので、どういうふうに活用するのか。2階は使えないとか、前は聞いていました。その辺で、各教室に分かれて何するのか、それもおかしな話だし、そこら辺をどうするのか、改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほどの答弁の繰り返しになる部分もございますが、現在、旧蔵中利活用検討委員会が開かれておりまして、その中で検討を進めているところでございます。その中で、先ほど町長も言われたとおり、まず、旧蔵木中学校の施設利用や主体者のイメージの具体化、それから、施設利用のイメージを実現するための法的条件等のクリア、それから、具体化されたイメージを基に、施設改修に向けた財源確保というふうな面で、様々な今後協議がなされることと思います。

現在、先ほどのその1億幾らかかるというふうなことについては、どういうふうな状況で、どういうふうな移転の仕方であるというところ、ちょっと私も詳しいことを把握しかねているところでございますので、今後の利活用検討委員会で検討してまいることになろうかと思えます。もちろんその際には、きちんと設計士であるとか、県土整備事務所であるとか、そういうところにお伺いをして、実際、具体的にかかる費用等について、明確にして検討してまいる所存でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） この問題は、もう3年か4年、かなり前から出ており、時間がたっております。そこで、いつ頃までに教育委員会として結論を出すのか。それも明確に今日お聞きしたいんですけど、その辺も含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほどの質問の答弁にございましたけれども、蔵木公民館については除却という方針でございます。それについては、もう期限が迫っているということはございますが、何しろその検討委員会で、やはり地域の方々の御要望というものを尊重していかなければならない中での期限というのが、きちっと、いついつまでというものがまだ決められていない状況です。今後、いつ頃出していくかについても、利活用検討委員会のほうで、それについても検討していただきたいというふうなことは思っておりますが、教育委員会としても、その検討委員会での意見の流れ、そこを踏まえながら、いついつまでというのは、また考えてまいりたいと思います。今現在のところ、いつまでというふうな期限が示せないので大変申し訳ございませんが、そのように御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 具体的に日にちを何日とか、それは難しいと思いますけど、やはりこういうことは、いつまでには大体の方針を出すとか、その辺の区切りというのは教育委員会も持ってほしいと思います。

また、今の1億何がしかかかるというのも、やはり、かかるのだからそれは修理しなければいけませんし、その辺のこともきちっと検討されることをお願いして、次の質問に移ります。

この質問は、町長にいたします。これは、以前にもお尋ねしましたが、樋口地区には水が少なく、特に、火事の場合は、ないでは済まされず、今ある消火栓だけでは間に合わず、そこで、井手——田んぼの用水路のことですが——の横に、ますを設けて、そこからいざというときに水を取るという方式です。これだと消火栓をわざわざ造るより、かなり安くできると思います。

別紙に、町長のところにも行っていると思いますが、この別紙が、これは地元の消防団等から、以前に総務課長に出されたと思うんですけど、その中で総務課長は、樋口だけにわざわざつくるわけにはいかないと。お金もない。そういうことを言われたそうなんですけど、そういう問題ではないと思うんです、これは。お金がないので、それなら火事になってもしようがないじゃないかという、それだったらどうしようもないので、町長はどうするのか、そこら辺も含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2 点目でございます。消火栓について回答したいと思います。

樋口地区の対策につきましては、現在、以前も御提案もいただいておりますが、それを含めて、4 つの方法を検討している状況でございます。

1 つ目は、御提示いただきました田んぼの用水路の横にますを設ける方法。2 つ目は、消火栓の設置。3 つ目は、防火水槽の設置。そして4 つ目は、水路をせき止める方法でございます。

検討中ではありますが、その内容を申し上げますと、1 つ目の用水路にますを設ける方法につきましては、概算事業費が1 か所で80 万円程度になると思われれます。

課題としては、ますの外寸が80センチの規模のものが必要となり、設置場所の検討、土地所有者や水路管理者との協議が必要で、完成後も少なからず維持管理を行う必要がございます。

次に、2 つ目の消火栓の設置についてでございます。

概算事業費といたしましては、1 か所100 万円程度になると見込まれます。

課題は、樋口地区の上水道配水管が、設置に必要な口径75ミリを下回る箇所がございます、消火栓を設置できる場所が限られること。増設しても効果が得られにくい可能性もあるということなどであります。

次に、3 つ目の防火水槽の設置です。

概算事業費といたしましては、1か所800万円程度となると見込まれます。

課題は、40トン級の規格でございまして、縦6.6メートル、横3.4メートル、深さ3メートルを要しまして、土地を確保する必要があります、また、他の案に比べて高額であるということでございます。

最後に、4つ目の水路をせき止める方法です。

事業費は未確定ですが、数万円程度が見込まれます。水路の各所に田の取水のため、広がっている場所がございます。そこで水をせき止め、消防用のディスクストレーナー、いわゆる吸い上げる設備でございしますが、これを使用いたします。この方法によれば、大きい課題は見当たりませんが、この方法を消防団の皆さんが習熟することは必要となってくると思います。

以上、申し上げました4つのことについて、今現在も検討しているところでございます。事業費、維持管理、他の地区への展開性などを考慮しながら、引き続き検討し、今後、地元や消防団との協議を引き続き進めてまいりたいと思います。

2年前にも同様の御質問もいただいております。それ以来、今申し上げました4つのことについて、担当あるいは消防を含めて検討しているところでございます。とは言いながらも、時間が過ぎてはいけないわけでございます。その間にまた、不測の事態が起きてはいけませんので、早い段階で方向性が出せるように、担当の総務課のほうには指示をしているところでございます。

また、消防水利の設置基準に照らし合わせますと、最低限の水利は確保できている状況であります。初期の放水に必要な水利は確保できてはいるものの、消防水利の状況が良くない場所での消火活動については、消防水利の設置場所等の問題解決に加えて、消防団の消防力向上も併せて行うことが必要であると考えています。こうしたことから、今年度の消防団夏季訓練におきましては、連携送水の訓練を行ったところであります。長距離による連携送水、分団を越えて、あるいは津和野町で行いました広域消防大会のときには、消防団のいわゆる各市町の消防団の枠を越えて連携をして、長距離送水をするといったような訓練も、今年は繰り返し行っているところでございますので、ハードの整備を併せて、こうした非常備、あるいは常備を含めた連携を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 総務課長が、樋口だけにはできない、お金がないからと、そういうことを言われたのは違うということではよろしいのでしょうか。ちょっとそれだけを。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この案件について、地元の方が来庁されてお話をさせていただきました。その際に、お答えした内容としましては、すぐに、その場において申出のとおり設置できますという回答については、できかねますというお答えをしました。それから、樋口だけにはと

という言葉を使ったかどうかなんですけども、消防水利に関しては、全体を見ておく必要もあるという表現は使ったというふうに記憶しておりまして、樋口だけというふうな意味合いで申し上げたつもりはなかったというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 冒頭言いましたように、樋口は特に水がありません。年によっては、水番を夜間でもやっているという状況です。そういう中で、いざというときには、水がある地域、下のほうでは川からも取れるし、消火栓も取れる、そういった状況があるが、樋口はそれができないということでもありますので、そこら辺はよく考えてください。

それから、4つの案件が検討中と言われたんですけど、3つともなかなか、特に井手をせいてやるというのは、やはり井手が浅いので、特にそれはできないということだと思います。消火栓も給水のポンプが30センチぐらいあるので、その辺が全部やると吸わないということもありますし、その辺で、やはり別紙図面に出しましたようなことをやると、そんな80万円もかかるということはないと思うんですが。それから場所も、人の土地をとということもあると思うんですが、特に井手のといは、そんなに人の土地まで出るようなものではないと思うんです。図面を見たら分かると思うので、その辺も含めて検討してもらいたいと思うんですけど、再度お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁させていただきましたように、現状、4つの方法で今検討しているところでございますので、どうした方法がいいか、可能性が高いか、早いのかも含めて、申し上げましたように、地元の自治会あるいは非常備消防の消防団の皆さん、さらには、プロでございしますが常備消防、そうしたところ等を含めて、初期消火にどういった方法が一番いいのかということを、引き続き協議をさせていただいて、早い段階で方向性、方針が出るようにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 早い段階で協議するということで、いざというときには間に合うように、一日でも早く検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

これも町長ですけど、集会所が、体の不自由な人でも簡単に出入りできるよう改築してほしいという、以前から要望しておりますが、町からの回答は、自治振興金を利用してということで返事があったんですけど、それでは22万円から、よく出ても29万円、それ以上は出せないということなので、少しでも体の不自由な人に配慮した設計にはならないんです。このことをちょっと説明しますが、私の体、こういう状態の方は、樋口以外にもかなりたくさんおられます。そ

ういう意味でも、私が集会所に入るには人の助けが要るんです。一人では入れんのです。その辺をどういうふうに考えているのか。町長、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、誰でも気軽に使える場をとということについてお答えをしたいと思います。

まず、集会所及び自治会館の状況についてお答えをいたします。

バリアフリー対応かどうかにつきましては、全ての集会所は靴を脱いでの利用となっていますので、完全なバリアフリーになっているところはありません。部分的になります。玄関に何らかの対策をしているところが18か所、トイレなどに手すりを設置しておるところが38か所ございます。自治会館についても同様に、部分的な対策となっております。

集会所玄関での対策としては、スロープであったり、手すりであったり、スロープもコンクリート製のものや木製のものと、いろいろな工夫をされている集会所もあるようでございます。それらのスロープや手すりの設置につきましては、各地区が自治振興交付金を活用して設置していただくよう、お願いをしているところでございます。

議員の言われております施設につきましては、樋口集会所のスロープ設置に関することであると思われま。建築基準法では8分の1以下、バリアフリー法では12分の1以下という基準でございます。また、車椅子を自乗する場合は15分の1以下の緩勾配が望ましいと言われていま。玄関前の段差が14センチでございますので、建築基準法を満たす場合は1.12メートル、バリアフリー法を満たす場合は2.1メートルの距離が必要となります。

今回、自治振興交付金で計画されているスロープに関しまして、樋口地区の自治会長さんのほうにも担当課のほうから聞き取りを行いまして、計画やこれまでの経過等について、事細かに報告を受けたところでございます。

当初計画されていた内容は、建築基準法に準じたスロープとするには、距離が少し足りないといった内容でございまして、その後、車椅子の通れる幅のものを設置することができないかということで検討されたようでございます。どの集会所に設置されているスロープも、当初から設置してあるもの以外は、改修して設置されたものでございます。そういったスロープは、建築基準法やバリアフリー法を満たしていない場合がございますが、制限された条件の中での改修であることから、これについては、やむを得ないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、建築基準法に準じた数字を申されたんですけど、その数字がどれだけの勾配になるのか、その辺もちょっと分からないんですけど、最初申しましたように、私の足では、急にこう上がることはできないんです。障害の程度にもよりますけど、そういった

ことを配慮したことを考えてほしいと、町長には申しているのですが、その辺が理解できていないのか、もっと入りやすい、せっかく造ってもまた人の手が要るのでは意味がないんです。その辺を改めてお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほども答弁させていただきましたが、今回の件につきましては、自治振興交付金を活用して、自治会のほうで、ぜひ対応していただけないだろうかというような、これはほかの自治会についてもそうでございますが、検討していただいて、自治会のほうではいろいろな形で検討していただいたということで、自治振興交付金を当初活用して、予算の範囲の中で対応するというようなことで、十分検討されているようでございます。結果を申し上げますと、なかなか難しいということで、今回申請をしておった交付金を返却をされるというように至ったというような報告も受けております。ここら辺りを担当課長のほうで、少しお話も地元のほうからお伺いしているようでございますので、そこら辺りの経過を少し御報告させていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、先般、樋口の自治会長さんとお話をしたときに、自治振興交付金の返金についてというようなことで、文書をいただいたということがあります。正確には、自治会長会のほうに返還をされると。今回使わないよということだと思えるんですけども、当初、自治会長会の中では、樋口の集会所にスロープと手すりをつけるために22万円の予算で設置を計画していたということです。ただその計画をされていた内容では、樋口の集会所、皆さん御存じだとは思えるんですけども、ちょっと変則的な切妻の屋根になっていて、妻側に玄関がございます。妻側玄関なので、ちょっとひさしがないということでひさしを出して、そのひさしを支える、ひさしというか軒、軒を支える柱をつけております。その軒を支える柱と壁の間、犬走りがあるんですけども、そこにスロープをつけるというのが当初の計画であったようです。これで行くと、ちょっと幅が車椅子に対応できないといったようなことがあって、車椅子が通れるようにということで、再度、見積りを取られたというのが、議員の質問にもありますとおり、29万2,000円ということになったと。今度10月の10日に、もう一回樋口の方に集まってもらって、今のような車椅子が通れるようなものではちょっと不足であろうというような意見が出たということで、もう一度見積りを、何て言ったらいいんですかね、十分なものになるように取ってみようということになっていたようです。ただ、その見積りを取ったところで29万円超えるようであれば、自治振興交付金の中でできないので、今年度は諦めようというようなところで、3回目の見積りを2月22日に受け取ったところ、予算オーバーをしたということで、今回、樋口地区で計画をしていた樋口の集会所のスロープ、手すりの設置工事は諦めて、今回分の

自治振興交付金は、全体の、全体というか、蔵木地区の自治会長会のほうに返されるというような結論を出されたというようなことで聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） あくまでも自治振興交付金で造れということなんですか。これでは絶対できない。その辺はどう思うのか、そこを改めて聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 幾らか設備の更新なり、設備を設置するという、こういった案件になります。ものによっては、この自治振興交付金で対応できるものも当然あるでしょうし、今回ではなかなか全体の予算枠の中で、自治会長会全体としての予算配分の中でも難しいということが出てきたということだろうと思います。

以前、この議会の全員協議会でも、自治振興交付金と自治振興奨励金のあり方を今から見直しをさせていただきたいというお話もさせていただきました。そうしたことで今、更新の作業を事務方のほうが進めておるところでございますので、そうした中で検討していく余地がある、こうしたことに対応できるような、そうしたスキームができるのであれば、そうしたところでも検討させていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町長が言われたことが、理解が私にはできないんですけど、見直して、ほかの対応ができるということなんですか。その辺をもう一度、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 個々具体のお話には今ありませんけど、こうしたことも案件も発生しているわけでございますので、この制度の中で使い勝手がいい、あるいは予算的にも少し融通が利くような形で、各自治会あるいは自治会を束ねる自治会長会、こうしたところで運用できやすいようなものを検討させていただこうということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） なかなか煮え切らん回答でありましたけど、これをいつまでにするのか。それまでは、僕は、僕というか障がい者は、集会所を利用できないということもあるんです。その辺も含めて、御検討お願いします。これで、この質問は終わります。

次に、集落が崩壊しつつあるということで、今、吉賀町のほとんどの地域で人口が減ってきております。また、ガソリンスタンドや商店の閉鎖も相次いでおり、特に市街地からちょっと離れると空き家が増えてきており、工場の従業員も外国人に頼らずにはおれません。集落の行事など、人数が減ってきており、行うことが困難になってきております。空き家周辺の農地も荒れており

ます。また、周辺住民も高齢化してきて活動ができず、困っております。子どもたちも学校を卒業と同時に都会に移住し、残る人口も高齢化してきております。これらのことについて、どのように思われるのか、町長のお考えをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、集落崩壊についてということでお答えをしたいと思います。

本町では、第2次まちづくり計画の中で、「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、自然と人と産業を基盤としたまちの発展に取り組んでおります。また、まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略の中で、「50年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会の創造に挑戦します」を基本理念として掲げ、「しごと」、「ひと」、「結婚・出産・子育て」、「まちづくり」のそれぞれの分野で基本目標を定めており、2060年の総人口4,400人を目標人口としております。

人口減少対策は、本町の将来にとって重要な課題でございます。しかし、人口減少は、一朝一夕に起こった現象ではなく、中長期的な視点の取り組みが必要となり、かつ、多角的かつ総合的なアプローチが必要であると考えられます。子育てや教育に関する支援、医療や介護の充実や改善、地方創生や移住促進などの取り組みを行うとともに、地域の特色や資源を生かした産業や文化の創出を支援する必要があります。これらの目標は、それぞれが独立しているわけではなく、各施策の成果が重なり合って目標の達成につながると考えております。

まちづくり計画及び各分野の計画等との整合を図り、住民、地域団体、企業、行政など官民が連携し、町全体で人口減少の克服と、地域活性化を通じた持続可能な地域社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 現実に関、起こっている問題について、具体的にどう思っているのか、その辺がお聞きしたかったんですけど、また、農業にしても、田んぼでもだんだんやめていく、田んぼを人に預けてやってもらうということも、預かる人もだんだんいなくなり、最後に預かった人も年取って、もうできないということで返されて、それではどうするのか、そこら辺がものすごく問題になると思うんです。特に農地なんですけど、畑でも草むらがどんどん生えてきて、どうするのか。難しい問題ではありますけど、町長がもし思うことがありましたら、お願いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 集落崩壊という題でございしますが、集落崩壊というより、町をどういうふうに関維持をしていくか、人口減少をいかに抑制をしていくかということが、これは吉賀町に限

らず、こうした中山間地に位置する小規模自治体は、同じ課題を全部、オールジャパンで抱えていると思います。そうした中で、現状を見てどうした施策を施していくかというのが、まさに、毎年3月に当初予算のときにお示しをする施政方針であります。これを全てやりたいという思いで、皆さんのほうへお示しをしているわけでございますので、一つ一つ御紹介をしてお話をするわけにはいきませんが、御案内のとおりこれをしっかり読み込んでいただいていると思いますので、これについて、各担当セクションのほうで分担をして、効率よく、今事務を進めておるということでございます。

とりわけ農地のお話でしたが、農地は生産現場を含めて、一番のやはり課題は担い手でございます。そして、その担い手を確保するにしても、その後どうするか。販売をどういうふうにしていくか。そのためには流通をどうしていくか。そして、多くの吉賀町のファンを増やしていくためには、どうしていくかということです。そうしたソフトもしながら、一方では、やはり担い手が非常に少なくなっておりますから、効率よい農業をするためには、例えば、水稻ですと基盤整備事業も必要なんでしょう。そして基盤整備事業だけでなく、現場においては、やはりそこを支える担い手、法人化も必要でございます。人・農地プランをやっぱり実行化していくのも大切な部分であります。そうしていくことによって、少しずつ耕作放棄地を減らしていく、そして農地を守る。農地を守るということは、結果的には、日本全体の食料事情をやはり補完をしていくという、大きな行き先があるわけでございますので、そうした思いを持って、農政にも取り組んでいかないといけないというふうに考えております。

一つずつお話をすることができませんが、大きくくりで言いますと、10年間のまちづくり計画、それから、後半戦が今入っておりますけど、そのうちの後半戦は、今第2期の総合戦略、そして、その5年の中の一つひとつが、単年度の施政方針でございますので、そうしたところをしっかりと読み込んでいただきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 何を言われたんか、さっぱり分かりません。この間も出ていましたけど、人件費、最低賃金を上げると。島根県では904円に10月1日からなるんですけど、それでも、農業生産物の商品は一向に上がっていないんです。農業の経営者は、どうすればいいのか、それが問題になってくると思うんです。その辺もいろいろ考えていかなければいけないことだと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、8番、大庭議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩して、次に移ります。休憩します。

午前10時58分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、1番、桜下議員の発言を許します。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 1番、桜下でございます。2点通告をしておりますので、よろしく願いいたします。

町長にお伺いします。

まず、1点目であります、六日市病院の公設民営化に係る現状と課題についてということで、質問をさせていただきます。この通告書を出した後に全員協議会がありましたので、質問が重複していることは、お許しをいただきたいと思います。また、答弁につきましても、全員協議会でお聞きしたことの重複になると思いますが、それは十分理解をして聞きますので、よろしくお願い致します。

それでは、質問に移ります。

8月4日の全員協議会におきまして、六日市病院の有償譲渡から、無償譲渡で新病院建設へと大きく方針転換がされまして、吉賀町新病院基本構想が報告されました。それまでは、議会としましても、有償譲渡というふうに理解をしておりましたが、無償譲渡でリース、そして新病院建設というふうに、本当に大きく方針転換ということで、議会としましても全くの寝耳に水だったのであります。それについてはおきまして、その新病院建設ということが、翌日、新聞報道で大きく報道されまして、私がいろいろその新聞を見られまして、町民の声をいろいろな方にお聞きしましたが、ほとんどの方が歓迎の言葉を言っておられました。今の病院は老朽化しているので、町が新病院建設に大きく方針転換をした、これは町長の英断で大歓迎であると。おおむねそういう声ばかりお聞きしました。そのことは、まずお伝えをしまして、議会としましても、もろ手を挙げて、よかったよかったでは通りませんので、質問させていただきますが、課題、問題点等につきましてお聞きします。

まず1番目に、町長にお伺いしますが、石州会でなく、六日市病院への思いはということで質問させていただきます。これは、何を指しているかといいますと、実は、私も個人的ではありますが、父も母も最期は六日市病院で看取られました。町民の多くの方が、肉親、親族を六日市病院で最期を迎え、家で看取らなければならないところを、六日市病院で最期を迎えたと、また看取っていただいたという町民の方が多くおられます。私もその方も、本当に六日市病院に対しましては、もう感謝の気持ちでいっぱい、何も言うことはありません。感謝のみであります。

町長は、石州会でなくて、六日市病院に対しての町長の思いというのを、まず最初にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員の1点目でございます。六日市病院の公設民営化に係る現状の課題についてということで、石州会ではなく、六日市病院への思いはということについてお答えをしたいと思います。

公設民営化となる新病院につきましては、吉賀町新医療法人設立検討委員会におきまして、新たな名称として、「よしか病院」とすることを決定をさせていただきました。六日市病院につきましては、昭和56年に開業されました。以後42年、この地で地域医療、その医療提供を行ってきた病院でございます。長きにわたり、町民の皆様に愛されてきた病院でございました。六日市病院という名称が変わることについては、当然寂しさもあるわけでございます。

桜下議員のほうからも御紹介ございました。私も、個人的には、これまで私の祖父母であったりが、大変最期までお世話になりましたし、それから両親も、こちらの病院の中で長く勤めさせていただいたということでございます。私個人も、いろいろな形でお世話になっているわけでございますので、そうした形で感謝をしているのは同感でございます。

今後、公設民営として、運営者、規模、名称等は変わり、新たな病院として一步を踏み出すこととなります。吉賀町の病院の歴史は、六日市病院から始まり、次のよしか病院へバトンが渡されることとなります。町としては、六日市病院の歴史を礎として、これからも町民の皆様が安心して受診できる環境をしっかりと整えて、よしか病院を将来につなげていけるよう、まずはスタートに向けて、準備をしっかりとしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ありがとうございます。

次、2番目の質問に移ります。

実務者会議というのがありますが、実務者会議に向けて、次期指定管理者に予定されています医療法人カタクリ会が、この実務者会議そのものの会議の存在について、疑問を持ち不参加を、町、石州会、県に表明をしました。文書が、令和5年6月21日付で、カタクリ会理事長の名前で、町長、谷浦理事長、県の福祉部長に対しまして、実務者会議への不参加ということで通告といたしましょうか、文書を発せられております。結果的には、この実務者会議は後ほど触れますが、解散になりましたが、この時点では、まだ存続しておりましたので質問いたしますが、次期指定管理者カタクリ会が、実務者会議に向けて不参加を表明した原因が5点ありますが、私が一番疑問に持ちますのは、2番目にこういうことが記載されております。入院・入所者及び家族の不安、石州会職員の動揺や離職、吉賀町民不在の議論、議会軽視の姿勢など、真摯な対応がなされていないということを、カタクリ会から脱退の理由として挙げられております。5点のうちの一つであります、今まで議会軽視ということは、議会側から町長に対して、一般質問等で発したこと

は何度もありますが、第三者でありますカタクリ会が、議会を軽視している姿勢があると。不参加の理由の一つであるということを指摘されております。このことにつきまして、議会を軽視していると思われる姿勢について、町長、どのようなお考えでしょうか。また、思い当たる節がありましょくか、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2点目といたしまして、医療法人カタクリ会の実務者会議への不参加に係る通知についてお答えをしたいと思います。

よしか病院の新たな指定管理者として予定をしております、医療法人カタクリ会につきましては、9月から、よしかクリニックにおいて訪問診療を開始し、よしか病院の新たな運営者となるため、準備が今、鋭意進められているところでございます。

医療法人カタクリ会からの実務者会議への不参加通知につきましては、先ほど御紹介もございましたように、6月21日付で、吉賀町、それから石州会、そして島根県へ提出されたものでございます。関係機関で構成されている実務者会議には、6月から医療法人カタクリ会も出席しておりましたが、先ほどありました5点の理由によりまして、以後、開催される実務者会議への参加は見合わせるとの申出があったところでございます。

町といたしましては、この通知を重く受け止めまして、実務者会議の目的、検討内容を再確認し、議会の進め方、取組方について真摯に反省をし、6月28日付で医療法人カタクリ会のほうへ、今後再開される実務者会議、この当時はまだ再開の予定でございましたから、その実務者会議については、町が主体となって課題の解決に導くなどに積極的に取り組むことをお伝えをさせていただいたということで、ぜひこの再開した後には、実務者会議のほうへ御参加いただくようにというような趣旨の文書を提出をしているところでございます。

なお、吉賀町につきましては、そうした形で文書で回答を差し上げましたが、この文書に対して、石州会あるいは島根県がどうした対応したかということについては、我々のほうは承知はしておりません。

議員の御質問におけます、議会軽視の姿勢についてでございます。

町は、石州会六日市病院の経営悪化に端を発して、令和元年7月にあり方検討委員会を設置し、吉賀町の医療介護機能をいかに進めていくかということを議論してまいりました。そして検討の結果、民設民営から公設民営の経営形態の変更が決定されたところでございますが、その時点で、町としては、直ちにその方針の是非を町議会に問うべきであったということでございます。しかしながら、まちづくり計画、地域医療計画、六日市病院支援計画という医療機能の方針を示す重要計画の変更手続きを行わずして、町議会の計画変更を含めた一連の情報についての説明を行ったということは、令和5年1月となりました。このことについて、カタクリ会のほうから議会軽

視、あるいは住民不在の姿勢がかいま見えるとの指摘を受けたところだというふうに思います。このことについては、御指摘のとおりでございますし、そうしたところで幾らかやはり不備があったということでございますので、そのような回答なりもさせていただいたところでございます。

町としましては、その指摘を真摯に受け止めまして、令和5年6月28日の文書において、町議会への議案上程、全員協議会への報告等の手続きにつきまして、着実に実行し、情報公開も積極的に行う旨の回答をしたところでございます。この間の経緯や手続等の不備につきましては、改めて謝罪申し上げたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 先ほど言いましたように、議会側から議会軽視というふうに指摘をしたのであれば、ここで今の町長の答弁に対しましては、いろいろ御質問などに反論をするところではありますが、これはカタクリ会のほうが、議会軽視の姿勢が見られるというふうに指摘をしたということで、それに対して町長は、粛々と進めていると。最後に、いろいろ進め方についての謝罪がありましたが、これにつきましては、粛々と進めているということで、町長としても心当たりはないんだというふうに私は受け止めますが、町長から何かありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げた事務を、一つずつ丁寧に議会のほうへ報告をしたり、あるいは手持ちの計画の手続きをした、そのことをしっかりこちらのほうへ、議会のほうへ御報告をするべきであったが、そうしたところを怠っておったということでございますので、そうした反省を含めて、カタクリ会のほうには報告をさせていただいて、以後そうしたことがないようにということで、努めていきますということを回答させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ありがとうございます。

それでは、3番目に移ります。

関連になりますが、先ほどの不参加についてという文書が発せられましたが、8月16日に実務者会議を解散するという文書が発せられております。実は議会も、石州会からの要望があり、議会と石州会側とで意見交換をさせていただきましたが、その中で、突如実務者会議は解散するという旨の通知があったということを石州会側のほうから文書もいただきました。脱退をするというのが6月で、8月の16日には実務者会議を解散するという通知を、町長名で出されております。この解散をするという発したところは、石州会、カタクリ会、益田日赤、医療法人橘井堂、島根県医療政策課、島根県市町村課、益田保健所宛てに出されております。

この実務者会議は、全員協議会の資料に基づいて質問をいたしますが、吉賀町の地域医療確保

を図るため、町医療構想実現に向けた課題の抽出及び解決策について、関係者から意見をを行うというのが目的であります。

内容につきましては、吉賀町医療構想に必要な病院規模、機能、必要人員等について。2番目が、上記実現に向け、必要な業務工程表について。3番目が、そのほか目的達成に必要な事項についてということが挙げられております。

解散ということは、今言いましたこの3つの内容については、全て達成をされたから解散という意味なんでしょうか。それとも、次期指定管理者のカタクリ会が、5つの理由を挙げて、もう実務者会議の存在の意味がないということで脱退をするということを通告しておりますが、今2つ理由を挙げましたが、解散をした理由につきましてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、3点目といたしまして、実務者会議の解散についてお答えをしたいと思います。

実務者会議につきましては、8月16日の文書により、解散するということを関係機関にお伝えをしています。これによりまして、実質的には7月18日が最後の実務者会議となりました。

実務者会議の目的につきましては、今、御紹介もございました。町の地域医療確保を図るために、町医療構想実現に向けた課題の抽出及び解決策の検討等を行うこととしておりまして、町医療構想に必要な病院規模、機能、必要人員等についてと、その必要な業務工程表及び役割分担などを検討内容として、令和4年11月以降、これまで11回開催をさせていただきました。実務者会議の解散は、8月4日の町議会全員協議会において説明させていただきました、新病院行動計画及び新病院基本構想を作成したということによりまして、新たな病院建設に向けスタートをしていくことになったことが理由の一つになります。要するに、初期の目的でありますところを達成をしたということでございます。

もう一つは、先ほどありましたが、カタクリ会が実務者会議から少し距離を置くという、その文書とは関係性はございません。そこは御理解をいただきたいと思います。

また、石州会所有の資産等に係る石州会、町及び双方代理人による交渉、協議が始まったこともその理由の一つになろうかと思えます。

このように、実務者会議で協議すべき内容はおおむね整理されまして、病院機能の移行の動きは新たな段階に進んだということから、実務者会議の役割は終了したと判断し、これまで関わっていただきました全ての関係者の皆様にも了解をいただいた上で、解散をしたところでございます。

今後は、それぞれの事項を前進させるとともに、必要に応じて、個別で協議等を行うことで補完していくこととしておりますので、御報告を申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 今、町長の説明で、目標を、目的を達成したので解散するということが説明がありました。決して、カタクリ会が実務者会議を脱会するということが理由ではないというふうな説明がありました。流れから行きますと、昨年の11月に実務者会議を発足して、もう8月には解散ということで、あまりにもきゅうきゅうのような気がしまして、大体町長の答弁は予想をしておりましたが、よく理解できました。これ以上、このことにつきまして質問はいたしません。

それでは、4番目に、これもまた深刻なことなんですが、8月17日に、先ほど言いましたが、石州会から要望があり、議会と石州会との意見交換会が石州会の会議室で行われました。その中で、町医療対策課と石州会とのいろんな思いといたしまして、理解がされていないということをする、というのも数多く議会としてお聞きしました。どちらが正しい、間違っているか、そういうことは考えておりませんが、とにかく医療対策課と町と随分差がありました。その中で、石州会側からも言葉が出たんですが、実は、昨年度赤字が石州会は1億3,000万円、2億円という予定をしていましたが、1億3,000万円に縮小されましたが、赤字が出ております。これは、石州会側からの答えなんですが、来年の3月決算では、約3億円の赤字を予想していると。もっと詳しく言えば、毎月、今、石州会が六日市病院を運営しておりますが、毎月3,000万円近くの赤字を計上していると。毎月です。だから、来年の3月31日まで石州会は、六日市病院を運営するということで決まっておりますが、やればやるほど赤字が増えていく。最終的には3億円の赤字を計上している。それに加えて、負債が約8億円ある。そういうふうな、本当に、石州会としては非常に厳しい現実を述べられました。述べる中で、本当に大変残念であります。関係者の中から、このまま続けていけば、破産とか、あるいは清算というような、本当に危険な言葉も発せられました。つまり何を意味しているかということ、やればやるほど赤字が増えていくので、石州会としては、このまま続けるということは大変厳しいということをおっしゃられたと、私は受け取っております。

町長は、カタクリ会に移行するまで、町の医療、介護の空白はつくらないということを述べられております。仮と言いましょ、先ほど言いましたように、続ければ続くほど毎月3,000万円近い赤字を計上するような状況で、石州会の運営を懸念されますが、空白がなければいいと本当に思っておりますが、大変危険な状態です。決して町民の皆さんに不安を述べているわけではありませんが、現状を述べております。

町長は、町単独の財政支援はやらないと。私の6月議会の質問でも、特別交付税以外の財政支援はしないということをさんざん述べられておりますので、それはもう重々知っておりますが、しかし現実には、石州会の運営は非常に厳しい状態だということを指摘します。

町長は、不測の事態が発生した場合は、カタクリ会に運営の前倒しもあると考えているということ述べておられますが、つまり、来年の3月を待たずに不測の事態が発生した場合は、カタクリ会が前倒しで運営をすると。現施設を使って運営するということだと思いますが、今現在、入院、入所の方がおられます。本当に、不測が起きた場合どうされるのか。本当に今、入院されている方が不安でいっぱいであります。この前倒しもあると町長は述べておられますが、この前倒しにつきまして、また入院、入所の皆さんが、町長の答弁を聞いて安心したと言われるような、町長の答弁、前倒しについて、それと石州会の危険な状態について、町長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、4点目になります。石州会の不測の事態への対応についてということでお答えをしたいと思います。

石州会から議会に対して要望書が提出され、意見交換会を実施したとお聞きしておりますが、石州会から町のほうに対して、具体的な要望があったとは聞いておりません。議員がおっしゃられるように、赤字幅が広がり、不測の事態も懸念されるということであっても、町として、これ以上の財政支援は、町財政の破綻を招くとの観点から不可能であると考えております。これは、これまで繰り返し申し上げてきたとおりでございます。

町といたしましては、当初から不測の事態に対応できるように、新医療法人の立ち上げ等の準備を早期に進めてきておりまして、新法人カタクリ会においては、約9割程度の規定を整備をいたしまして、診療も既に開始しているところでございます。

仮に3月までの運営ができないということでございましたら、公設民営化時期の前倒し、つまりは、医療法人カタクリ会による運営開始の前倒しは、社会通年上必須の措置であるというふうに考えておりまして、石州会に対しましては、このような町の考えを正式に伝える時期に来ていというふうに考えております。この点につきましては、この9月議会終了後に、直ちに石州会に対しまして、その旨を伝えてまいりたいというふうに思います。

通告書のところのお言葉ということで申し上げますと、不測の事態が発生したらカタクリ会に運営の前倒しもあると述べているが想定しているか、今、答弁したとおりでございます。そうしたことが起こらないように、まずは、医療法人カタクリ会の設立からそうございましたが、一刻も早くということでその事務を進め、今、議会のほうにも関係する議案のほうを上程をさせていただいております。事務的には、そうしたことに対応できるような形で、今、鋭意事務を進めておるところでございます。

もちろん役場の医療対策課の職員が頑張っておりますが、それをバックアップしていただいております津和野の医療法人橘井堂の役職員の皆さん、そしてもう一つは、益田日赤病院のほう、さらには益田保健所をはじめとした県のほうの支援を受けながら、そうしたことに対応できるよ

うな形で今、準備を鋭意進めておるところでございます。必ずそのことは回避をするということでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 不測の事態は想定しているということではありますが、具体的に先ほどお聞きしましたが、つまり、今入院あるいは入所している皆さんには、絶対に迷惑はかけないと。不測の事態が起きる起きないは、これはもう石州会との問題であります。本当に入院、入所されている方は不安に思っておられますので、仮に不測の事態が起きたとしても、入院あるいは入所している方に対しては今までどおりだと。あえて転院をお願いするとかそういうことではなくて、現状どおりですということによろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼いたします。当然今、ダウンサイジングに向けて、石州会さんがやっておられるところについては、当然、在宅へ戻るとか、転院というか、在宅に戻るような対応のほうはしていただいているというふうには理解しております。

空白をつくらないというところであれば、その時点で、今入院しておられる方に、入所されている方については、カタクリ会のほうで責任を持って続けていくというような感じで考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 明快な答えありがとうございました。仮に不測の事態が起きても、入院、入所の方は、責任持ってカタクリ会が引き継ぐということをお聞きしまして、大変、明快な答弁ありがとうございました。

それでは、最後に移りますが、これは通告した後に全員協議会がありまして、大変、重複して申し訳ありませんが、一応通告どおり質問させていただきますのでお願いいたします。

新病院の職員採用について、面談等が当初 7 月から実施される予定でありましたが、延期をされました。職員の皆さんは、本当に大変不安に思っておられまして、また、若い職員の方は、町外、県外への移動も考えているということで、既にもう何人かの方も辞められた方、事務関係も辞められた方もたくさんおられますが、この質問した時点で、面談が延期になった理由と、また、いつ再開されるのか。

それともう一点、これは通告しておりませんが、採用試験は面接だけというふうに聞いておりますが、仮に、現在働いておられる方が、その面接によりまして、万が一、言葉は悪いようですが不採用になった場合について、その方についてどのような対応をされるのか。これはちょっと通告しておりませんが、ちょっとその件をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、5点目でございます。医療法人カタクリ会の職員採用計画についてお答えをしたいと思います。

医療法人カタクリ会の職員採用につきましては、当初7月に募集を開始する予定としておりました。石州会の所有する施設を利用するための交渉、協議が停滞している以上、条件面で折り合える具体的な見込みも立っていないために、働く場の確保が不透明な中で、採用計画の実施はできなかったということから、当面の間、見送りをさせていただくこととなりました。この点につきましては、町顧問弁護士との協議の中で、石州会職員から人員整理を、町及びカタクリ会が担うというふうに捉えられた場合、訴訟リスクに巻き込まれる可能性があります。この時期の職員説明会は避けるべきだとの助言をいただき、そのような経過となります。

こうした状況の中ではありますが、石州会の職員の皆様の不安も当然あるということから、町及び医療法人カタクリ会等によりまして、先月28日と29日の2回、職員説明会を開催し、約100名の方の御参加をいただきました。新病院の医療体制や採用予定人員、今後の採用計画等を説明し、一定程度職員の不安感の解消ができたのではないかとというふうに考えております。

石州会の所有施設利用については、双方の代理人を含めた交渉、協議も始まりましたので、これが順調に進んでいけば、早期に職員募集手続きも開始できるというふうに考えております。

また一方では、前の質問のように、移行時期の前倒しが想定されるのであれば、それを明らかにしていただかなくては雇用開始時期が決まらないという課題もあります。これについても石州会のお考えを確認し、カタクリ会の募集手続きに反映できるように対応する考えでございます。

いずれにしても、新たなよしか病院の運営が円滑に移行できるよう、運営者となる医療法人カタクリ会と連携を行い、まずは必要となる職員数が確保できるよう、取り組みを進めてまいりたいと思います。

それから、職員採用のところ、最後、御質問のあったことにつきましては、事務的なことにもなりますので、医療対策課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 最後の質問でありました、職員採用試験において不採用になった方はどうなるかということですが、こちらについては、職員の雇用は、現在、石州会のほうがされておることですので、石州会の責任をもって対応していただけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 石州会が責任持って対応するということですが、現在、病

院の中はどのような状況か、課長、お分かりでしょうか。適正試験から面接だけになったということで、何が対象なのか、職員同士の中で、私は採用になる、あんたは採用にならんかも分かんというような会話が、毎日ぐらい職員の中で行われております。

それで、当然女性、主婦の方が多いということで、万が一、今まで働いていたところが不採用になった場合、もう次の月から仕事がなくなった場合、そのときの影響を考えると、本当に職員の皆さんは、誰もが私は絶対にカタクリ会に行けるというふうには思っておられません。本当に不安な気持ちであります。

私が今の質問をしましたのは、課長のほうから、不採用になった方にも責任を持って、次の仕事については対応するという事をお聞きしたかったわけですが、これについては石州会が対応するという事であっさり言い切られましたので、人事に関しては、議員は絶対に介入できませんので、これ以上申しませんが、大変今、職員さんは不安な思いで毎日過ごしております。来月から給料がなくなるんじゃないかとか、そういうふうな思いでおられますので、ぜひその辺は酌み取っていただいて、本当に真摯な対応を、これはもうお願いしかありませんので、どうか職員の皆さんの心情を察して、よろしく願いいたします。課長、何かありますか。（発言する者あり）

課長は濁って終わられたので、任せておけというようなふうに私は受け取りましたので、よろしく願いいたします。

それでは、病院関係から全く外れまして、次の質問に移ります。討論の自由について質問させていただきます。

町長は、6月議会終了時の挨拶の中で、通常の挨拶であれば、「全議案を可決していただきました。ありがとうございました」という挨拶を、私もずっと議員になってから、町長からそういう挨拶をお聞きしておりましたが、このたびは、6月議会終了時に町長は、「一般会計補正予算の反対討論に対し、少し心配な部分があると痛感した討論であった」と述べられました。これは、議事録に基づいて私は言っておりますので、私がつくった言葉ではありません。つまり、これは6月の一般会計補正予算の中に、まちの駅の調査費用が含まれておりまして、この中に、サブグラウンドの件で質問をしました。サブグラウンドは、今、大野原にグラウンドがあるので、当然造る必要はないということで質問しましたが、町長より、この計画にはサブグラウンドは入っていないと。しかしながら、計画の調査をした結果、サブグラウンドが必要ということであれば、これはまた別なので、計画には入っていないが、サブグラウンド建設については調査結果に基づくという答弁がありました。つまり計画はないが、調査結果で造る必要があると言うのであれば造るという答弁であります。

私は、サブグラウンドは必要ないという考えで、今、大野原にあるのに、あえて造ることはな

いという意味で必要ないということを言っていますが、その意味で反対討論を行いました。同僚議員ももう一人、別な理由で反対討論を行いました。町長はあえて、私の反対討論だけに対して意見を述べられましたが、つまり、議事録に基づきまして町長の発言を整理しますと、このサブグラウンドにつきましては、平成28年の12月議会で、実はサッカー連盟から、「吉賀町交流研修センター利便施設・機能充実に関する整備陳情書」というのが出ておりまして、12月議会で総務常任委員会がこれを採択しております。つまり、町長が言われることを整理しますと、委員会で採択したものを、なぜ反対討論をするのかということだったと私は思います。町長が、「採択をしたものについては、執行部は粛々と受け止めて、それに向けて準備をする」と、そういうことを言われております。「先ほどの反対討論がございましたが、我々執行部といたしましては、何をよりどころにしてこれから施策をやっていけばいいのかというふうに考えました。少し心配な部分があると痛感した討論であった」ということを述べられました。少し心配とは、何を指して言っているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、討論の自由についてということでお答えをしたいと思います。

事の顛末は、今、大方のところは議員のほうから御発言のあったとおりでございますが、本年6月定例議会最終日における閉会挨拶の中で、今年度補正予算案の議案に対する1番議員の反対討論に対して、私が発言した趣旨等についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、御理解をいただきたいのは、通告書にもございますが、個人的な議員の批判ではないということでございます。仮にそのような発言内容として受け止められたのであれば、この点については誤解を招く発言であったというふうに思っておりますので、深くおわび申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

次に、私の発言の中で申し上げた、「少し心配な部分がある」ということについてでございます。1番議員のほうからは、よしかみらいのサブグラウンドについて、またまた無駄な施設を整備する可能性があるということで大変危惧している旨の発言であったと思います。私は挨拶の中で、このことに触れさせていただきました。

この件につきましては、平成28年11月に、「吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉賀町交流研修センター利便施設・機能充実に関する整備陳情書」が議長宛てに提出されまして、総務常務委員会で審査結果を受けて、同年12月の本会議において採択をされたところでございます。この陳情書は、大きく8項目で構成されるものでありました。採択を受けて執行部としては、陳情項目のうち、既にナイター照明設備の整備、グラウンド国道側の桜の木の伐採や指定管理者制度の導入を行ってきたところであります。これは、議会採択された案件でありますので、時の財政状況を見ながら取り組んできたものでございます。

そのほかにも数項目の事項が残されておりまして、そのうちの 하나가、御指摘のありましたサブグラウンド、陳情書の中では「補助多目的広場」というような記載でございます。このことについても、今後、慎重に検討していかなければならないと考えております。これは、議会採択されているからであります。このような経過を踏まえた中でのサブグラウンド整備を危惧される旨の発言でございましたので、私といたしましては、「少し心配な部分がある」というような表現で申し上げたところでございます。

この件以外にも多くの陳情書が提出されています。一番多いのは、何といたっても道路の新設改良工事や舗装工事、災害復旧工事などのハード事業かと思いますが、補助金制度の創設や拡充などのソフト事業についても、たくさんの陳情書が提出されております。そして、議論の結果、採択されたものについて、可能な限り早期に対処するべく努力しているつもりであります。したがって執行部といたしましては、議会採択された案件については、本当に重く真摯に受け止め、事務執行に努めているところでございます。

今後におきましても、議会採択案件に対する執行部のスタンスは変わりません。町民の代表者である議員の皆さんが、この議場で判断、議決されたことに対しましては、今後とも執行部を挙げて真摯に取り組んでまいりたいと思います。

少し答弁が長くなりましたが、1番議員の質問に答弁させていただきました。改めて、私の発言の挨拶の中で誤解を招くようなことを申し上げたことにつきましては、改めておわびを申し上げておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、町長のほうから「誤解を招く発言であった」ということを述べられました。なぜこの質問をしたかといいますと、私は3点挙げております。

1つは、陳情とか請願の採択については、これは拘束力がありません。これは私も上部団体にお伺いしまして、普段の普通の議案であれば、これは採択、議決されたものは拘束力がありますが、請願とか陳情の採択については、拘束力はありません。これは確認しております。

2番目に、今町長は、採択されたものについては、執行部はもう粛々とやっているというふうに言われましたが、この採択をされてから7年たっております。町長の言葉を借りますと、真っ先にナイター設備は整備されましたが、そのほかもあります。8点について、それじゃあ7年たっているのに全て整備されたかという、そうでもありません。つまり、採択をされているものについては真摯に受け止め、執行部としてもやるという答弁でありながら、7年たっても整備されていないのがあります。それが2点目で。

3点目は、今、陳情書をここに持っておりますが、5番目に、「よしかみらい補助多目的広場

を隣接地に早急に整備すること」という要望が出ておりますが、この中には、サブグラウンドという言葉は全く出ておりません。「改良カラークレイ舗装での整備をお願いしたい。（可能なら人工芝）」と。2つ目が、「きん祭みん祭やコンサート等、文化イベントなども開催できる多目的広場としての活用も可能である。施設内にキックボードやバスケットゴールなどの設置」。3つ目に、「大人用コートが2面使用できることで、大会運営規模拡大はできる。（広さは最低でも2面分は必要）」というふうに、多目的広場という言葉で、文化的コンサートとかいろんなところに使われるということで、サブグラウンドという言葉は出ておりません。

私は町長からの指摘を受けまして、この陳情書を繰り返して見ましたが、多目的広場という中で、サブグラウンドという意味かも分かりませんが、町長の意見は、私は当たらないと。大変、非常に容認できないという思いで、今回質問させていただきました。

町長が、「誤解を招くような言葉であって大変申し訳ない」という発言がありましたが、私は、個人的議員への批判であり、また、討論の自由を制限するものであるというふうに受け止めて、今回の質問をさせていただきました。今の町長の答弁を聞きまして、少しは溜飲を下げたところであります。

今後も、採択をされたものであっても、やはり採択をされたときは、そのときの議員で、またその後、何年も経過をするわけです。だから、先ほども言いましたように、陳情とか要望の採択は拘束力がないので、またその後に、その件が出たときは、やはり賛成であり反対であるという討論は、私は自由だと思っております。そのように理解をしております。

以上、質問をしますが、町長、何かありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） あまり答弁するとぶつかってはいけませんので、そこは御理解いただきたいと思いますが、サブグラウンドという表現が使われたのは、これは反対討論の中で、桜下議員のほうがかたしか使われたということで、私はその討論で言うサブグラウンドというのは、この陳情書の中のいうところの、さっき御紹介もございました、補助多目的広場のことだろうということで理解をして、解釈をしたところでございます。

今、法的な拘束力とか、そうしたものはないんだということだろうと思います。当然、我々としてしましては、その時折、折々の状況を見ながらやっていかなければなりませんので、これがもう数年前に採択されて、8項目全部できたかということ、さっき言いましたように、できておりません。町道改良工事につきましても、採択したものが100%できているかということは、そうではありません。せっかく採択をしていただいたのに、事業を進めようと思うと、地元のほうの了解が得られなかったということで、採択案件も着手できないというところがたくさんあるわけですから、採択されたものが必ずしも100%できるという保証はないわけござい

ます。

ただ、私といたしましては、議会で、民意で採択をされた案件でありますので、それはやはり、真摯に受け止めさせていただいて、着実にそれに向けた取り組みをしていくのが、我々執行部としての役目だろうと。こういった思いはありますので、そのところはぜひ御理解をいただきたいと思います。

これからこの案件もどういうふうになるか分かりません。特に財政のことも伴うわけでございますので、そうした状況を見ながら、これからも注視をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3 番目の通告者、1 番、桜下議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩とします。

午前11時59分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

4 番目の通告者、1 1 番、庭田議員の発言を許します。1 1 番、庭田議員。

○議員（1 1 番 庭田 英明君） 3 点通告してありますので、順次、質問を行います。

ここで、まずお願いなのですが、私、議員になってかなりの一般質問をしているわけですけど、町の行政のやり方を変えようと思って質問しているわけですけども、なかなか提案をした中で取り上げられた事案というのが、質問というものがあまりありません。

答弁で、検討とか何とかもう必要ありませんので、できるならできる、やる気があるならやる気がある、できないならできない、やる気がないならやる気がない、そのことをしっかりと伝えていただきたいと思います。

この一般質問というものは、我々にとったら本当に政策をつくっていく提案ですので、言葉遊びではありませんので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

まず最初に、定住対策と子育て支援ということで、町長にお伺いをします。

2025 年、2040 年問題がニュースになるほど人口の減少は社会構造を大きく変えようとしています。我々はこの変化に対応しなければならないわけであります。

ちなみに、2040 年問題というのは御存じだと思いますけど、我々団塊の世代の子どもが2040 年に65 歳以上の年齢になる時代です。ここで、何が問題かと言いますと、まず1 つは労働力の不足、社会保障の増大、そして吉賀町でも問題になっていきますけど、インフラ、公共施

設の老朽化です。これらの問題が待ち受けているわけでありますので、社会を維持するために定住対策、子育て支援など、住みよい町、選ばれる町づくりに力を入れなければならないと考えております。

そこで町長に2点ほどお聞きします。

まず最初に、定住のために何が必要か、しっかりとしたニーズ調査などはできているのか。できていたら、それに対する対応はできているのか、ということをもまず1点。

それと、当町は子育て支援には大変手厚い財政支援を行っています。しかし、それだけで子どもさん、出生率がふえるかという、それだけではなかなかこの吉賀町を選んでくれる若い人たちは増えてこないと思います。

そこで、給付以外の対策をどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員の1点目でございます。

定住対策と子育て支援についてということで、私のほうからまず2点について答弁をさせていただきます。

定住のためのニーズ調査についてでございます。

このことにつきましては、令和3年10月に取りまとめました、第2次の吉賀町まちづくり計画前期評価及び、まちひとしごと創生第2期吉賀町総合戦略のアンケート調査がこれに当たります。同調査の報告書におきまして、満足度と重要度から求めたニーズマップによる、住民が重要と感じているけど満足度が低い項目である重点改善分野にある項目がそれに該当するわけでございますが、その中の項目といたしましては、日常の買い物の利便性、災害に強い基盤整備、安全で安心して歩行できる道路、安心できる医療体制・医療サービス、生涯現役で暮らすことのできる環境、医療保障や老後保障、雇用の場・雇用の機会、地産地消の取り組み、住民に便利な行政サービスというふうになっております。

今回の定住移行調査におきましては、全世代の7割の方が住み続けたいと回答されましたが、今後、定住が期待される若年層で見ますと「住み続けたい」「一度は出たいが戻ってきたい」と回答した人が20代は42.9%30代は41.9%と、50%を下回る結果となっております。

また、全世代における子どもや孫への定住意向を見ていくと、「ぜひ住んでほしい」「できれば住んでほしい」というのが51.4%でございました。

また、今後の吉賀町のまちづくりを進めていく上で重要と思う施策は、「安心して暮らせる保険、医療、福祉の環境づくり」、「安定した雇用を生むための企業支援」を選択した人が6割を超えておりました。年代別で見ていきますと10代をのぞいたどの年代でも「安定した雇用を生むための企業支援」と「安心して暮らせる保険、医療、福祉の環境づくり」を挙げた人の割合が

多くなっていました。

望まれている施策は、安心して暮らすことができるための基盤として、保険・医療・福祉といった分野に重きを置く方が多く、次に働くところとなっているという状況でございます。

重点改善分野の施策や重要と思う施策を強化するといった視点を持ち、各事業展開を行っていく必要があると考えております。

続いて、２点目の子育て支援について、給付金だけでいいのかということでございます。

子育て支援は、吉賀町で安心して子どもを産み育てられる施策として、子育て支援策、俗に言う「三本の矢」と言っておりますが、高校卒業までの子ども医療費の全額助成、保育料の完全無料化、給食費の完全無料化を実現しているといった給付のことが注目されました。給付を伴う事業の状況は、放課後児童クラブ利用料についても完全無料化としています。また、通学費の助成なども行っております。

妊産婦通院補助制度では、妊婦健康診査のための通院、分娩のための通院及び産後１か月の健康診査のための通院費の一部を助成しています。

一方、給付以外の事業といたしましては、産前産後サポート事業で妊婦訪問や産後の子育てに関する相談、産後デイケア事業として母子の体調などを相談できる制度を設けています。出産後も、子育て交流サロンや子育て世代包括支援センターびよびよ、子育て相談など、妊娠前から子育て期に渡るまで切れ目のない支援を行っております。

先ほども申しましたように、ニーズ調査で今後の吉賀町のまちづくりを進めていく上で重要と思う施策に対して、子育て世代である２０代、３０代、４０代の回答は、「高校卒業まで医療費全額助成等の子育て環境の充実」がほかの世代よりも高いという結果が出ました。子育て環境を充実させる事業につきましては、これまでの事業を継続するとともに、さらに最適な事業展開ができるものがあるやに思いますので、こうしたことについてはまた相対的に、これは全庁的に考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） １１番、庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明君） 統計といいますか、アンケートでいろいろな数字が出ていますが、全般的に見てやはり子育て世代よりはむしろ高齢者の世代のほうが多いわけですね。その中でやはりアンケートでは保険とか、安心安全の社会保障の充実などを求められる、買い物にしてもそうですが、それはそれで分かるんですけど、それではいつまでたっても現状の維持か衰退の一途をたどる、むしろ私はここで言いたいのは、やはり子育て世代の人口をどうやってかさ上げしていくか、そのことを真剣に考えられているんでしょうけど、そこに一点集中して施策を展開しないと、先ほど言いましたように、もう本当、人口減少というのは待ったなしなわけです。しかも、町内で労働力が不足しているために、これは悪いことではないんでしょうけど外国の方

を受け入れなければならないというような、日本全国そうなっているわけですけど、そういう現象が起こってくるわけですので、やはりここは一番、まず自分たちが今いる若い人をどうやってつなぎ止めるか、そして、せっかくああやって有機農業なり何なりで注目されている町ですよ。そこを活用して、やはり若い方は、特に御夫婦で子どもさん連れの人を受け入れる体制をつくらないと、今の現状のままで本当にいいかという、私は現状のままでやるんだったら、そんな大した職員の方もいないと思いますし、議員もいないと思います。そこを打破するために今、汗をかくわけですので、ぜひこの定住対策と子どもの支援、具体的なもうちょっと先進的な施策を打ち出していきたいと思います。

それで定住対策ですけど、私が言いたいのは、まず住の整備。もう空き家バンクでは対応できませんよ、これは。むしろ、空き家を町が改修して、これは私の持論なんですけど、年に何件でもいいですよ、改修して家賃でその改修費を回収した暁には、その住宅はその家賃を払った人の持ち物になるというぐらいの大胆な政策を打ち出さないと、空き家バンクで待ってって、しかも空き家はだんだん老朽化するわけですので、ますます改修費がかかってくる。そうじゃなくてその前に、例えば水回りを直したらそれで入れるとか、そういう良好な住宅のうちに手を打つ、そのことがぜひ必要だと思います。

「雇用の場」というアンケートの回答もありましたけど、職をつくっていくということも町がぜひ取り組むべきだと思います。あとからまた話を出しますが、農林業の推進とか、起業家の支援、起業家は起こすほうの起業ですけど、今の六日市学園の中にこういう町内で企業を起こす人を支援するべきだという、ある人の意見があるわけです。その人は町内で大変、特許を取るような事業をされているわけですけど、そうして若者を高校のときから育てて、高校のとき、中学校のとき、小学校のときから育てていくというような構想もあるわけですので、ここのところは町はぜひ、もう少し広い目でアンテナを張って行政を行っていただきたいと思いますが。大変、漠然としたことを申しましたが、今の住の整備とか職の創造、具体的な町長の構想がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告の中にもありましたが2040年問題、一人の方を今度は1.5人で支えていかなければならない時代がそこに来るわけです。ですから、いかにその支える人を増やしていくかということが、これが大きな問題になりますので、2040年というところとあと十数年しかありませんけど、それでもまだまだ間に合うわけですから、そうした対策をやっぱり講じていかなければならないというふうに思っております。

子育て世代の人口をかさ上げをしていくためにはいろいろな策を考えて定住・移住を目指していくと、こういうことでございます。空き家バンク、空き家の活用のことを以前から議員言われ

るところでございますので、これは担当課のほうともいろいろ現状のところ以外のところで検討しているものと思います。

職の創造というのは、職業の職という認識でよろしいですね。（発言する者あり）いわゆる起業の部分という話がありましたけど、今、旧六日市学園で高津川てらすさん、そのところでいろいろなことを今、集落支援員の方がしておられます。私もこれまで、その会議に2回参加をさせていただきましたが、いろいろこの示唆に富んだ、ヒントを与えていただいたということでございまして、その中でもいろいろなことを今検討されて、そうしたことをやっていきたいなというようなこともお聞きをしたことがございますので、そうしたところでこの吉賀町の中で新たに起業される、新しい職を準備をされる、確立をしていくということがあれば当然、行政としても支援をさせていただきたいなというふうに思っております。

それで、今回のお話の中でもその少子化対策とかいろいろございまして、住まいの問題、今、議員のほうからもお話がございました。実は、7月の1日でございましたが、島根県の町村長と島根県知事との意見交換会が松江でございました。このときのテーマが、今回は少子化対策についての話し合いをしてみよう、こういうことでございました。各首長がいろいろ発言をされて、私が発言をしたのはその中では1件発言をさせていただきました。結論を言うと、今、小さいこのような自治体で少子化対策をやるには、やはりちょっと限界がありますと、吉賀町の場合も再生可能エネルギーでF I Tを活用させていただいて、そこで創出した売電料の少子化対策ということで、先ほど御紹介をした三本柱で対策をしております。幸い、今順調に来ておりまして、6,000万円のうちの2,000万円を将来のために積立てをして、大体、今これが順調にしているということで、目途は立っているわけでございますが、そのおかげで、一番この数年間で少なかったのは20人代の年もありました、出生数が。それでこのF I Tを活用した事業を進めてきて平成27年度からスタートしましたが、多いときは50人代出生があったところもあります。今、少し安定をして30から40ということで推移をしておりますが。総合戦略の目標は、向こう5年間で後半戦は150人ですから、言ってみれば1年間で30人の目標、これを今クリアをしながら推移をしているということで、比較的安定的に来ているとは思いますが。

しかし、そうした状況です。一つ上に突出できないんです。これはやはり私はどうにかしたいなということで、知事に提案をしたのは、これは県だけでなく我々自治体、吉賀町もそうなんです、その少子化対策に臨むに当たっては、やはり住居の問題とセットでぜひ取り組むようなものを作ってもらいたいということです。

要するに、少子化対策の前提条件として、あるいはそれとセットで島根県が若い世代へ住居対策を含めたインセンティブを付与してアプローチしていくことを希望します、というような発言を私はさせていただきました。

理由は2つです。1つは県の統計で、これまでのUターン者の約半数が20代から30代なんです。これはしっかり数として出ております。ですから、まさにこれから子どもが生まれる年代、あるいは子育ての世代が島根県にUターンをして入ってこられる。

一方、吉賀町もそうですが、町内の企業のほうでは従業員確保が非常に大きな課題で、本当に人を雇用したいんだけど問題として住まいがないんだと、こういうことでございました。確かに、このコロナ禍でITを活用すれば移住しても、転職をせずにその仕事を続けながらこの吉賀町でいろいろな仕事をする事ができるんですが、それでも問題はやっぱり住まいです。ですから、吉賀町も頑張りますけど、島根県全体としても、先ほど言った子育て世代20代、30代に対してのアプローチの部分とそれをセットで住まい対策も講じていただく。それを基礎的自治体と広域自治体であります島根県とが相まってそうした施策を作れば、まだまだこの吉賀町、島根県へ街部から移住定住をしていただけるものはあるかと思います。それ以外の付加価値として、例えば有機農業であったり、そうしたことは当然、自然であったり、あるかと思うので、そうしたことをぜひやっていただきたいということを知事のほうにも申し上げました。当然、私もそのようには考えておりますけど、検討という言葉は使わないほうがいいのか分かりませんが、そうしたことをいろいろ考えながら、今、施策について頭を悩ますというところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 若い世代が住みたい田舎全国第一位に愛媛の西条市が選ばれております。ぜひ、ここら辺も規模は違いますけど参考にして、吉賀町独自の定住対策、子育て支援に取り組んでいただきたいと思います。

子育てママさんの意見を二、三紹介しておきます。

給付に対する恩恵は非常にありがたいという御意見がほとんどです。これは間違いのないところでありますけど、その上にやはり、ここに住み続けるには、子どもを育てるには、例えば児童館だとかコミセンだとか図書館だとか、図書館は今の六日市学園の図書館を活用したらどうかという意見も出ました。それと公園が少ない、子どもを遊ばせるところが少ないという意見も出ました。正国公園と、柿木では中山で、結構な方がここを利用しています。前からも言っていますが、やっぱり子どもさんを遊ばせる場所、これは我々から見たら大したことじゃないかも分かりませんが、子育てをするママさんにとっては大変重要なことだと思いますし、この公園で皆さんと遊んでコミュニケーションを取ることがまた次の人を呼び込む、そういう場所にもなると思いますので、ぜひ、ここは御検討を願いたいと思います。

それと、柿木の自治会館、そういうニーズがあるにもかかわらず遊具の撤去が続いています。住民が求めるものに対して、財政負担がかかるとか危険だとかというのは言い訳になりませんよ、それは。むしろ、子育てをするママさんたちが使うんだったらそこに遊具を置くのは行政がやっ

て当たり前のことですよ。私が一番残念に思ったのは、高津川が日本一に7回なりました。そして、それを祝う会が運動公園に「清流日本一高津川」という看板を掲げましたが、結局これも撤去されました。全く前向きな姿勢が見られない、ここが吉賀町の一番の特徴ですよ、これ。むしろ遊具も皆さんの意見を聞いて増やしていく、そしてこの高津川を活用しようと思ったら、あるとき私が取った見積もりが90万円ちょっと超えましたが、それを聞いて企画課はびっくりしたんでしょう。教育委員会が撤去されたんですよね。いつもそうやって後ろ向きなやり方、まあ、そうやって判断したらいけないのかも分かりませんが、私はそのように感じました。

昨年の12月16日でしたか、これは町長も出席されていましたが、県立大の浜田キャンパスで内閣官房参与の山崎さんが、人口減少を考える未来への責任ということで講演がありましたけど、その中で、やはり社会全体で育児に取り組む、それと地域で育児に取り組む、そのことを強調していましたよ。やはり、そのことを受けても、子育て支援、定住対策の推進・充実を地域と自治体がマンパワーを出し合いながらやっていくべきだと思います。これは私の考えです。

次に教育長に、時間があんまりなくなりましたので、端的にお答えをいただきたいと思います。

教育長にお聞きします。学校給食は、なぜ私が学校給食のことを出したかと言いますと、若い子育てママさんは非常に食に関して、特にその有機農業なんかに関心があってここに定住した人は、食に関心があるわけですよ。そこで、この質問を出したわけです。

学校給食は子どもたちの健康だけではなく、地域の産業や人との関わりなど、教育の重要な一部であります。子どもを大切にすることは、住みよい町として子育て世代に選ばれる一つの重要な条件であります。町の給食は、他の自治体に誇れる給食であると考えておりますか。また、教育委員会として、子育て支援には何が必要と考えておられますか。お願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、町の給食は他に誇れると考えるかということについて答弁いたします。

私自身も長い間、吉賀町給食にお世話になっておりまして、近隣市町と比較しても、また、県内においても誇ることのできる学校給食だと考えております。何をさておいてもおいしいということです。他市町村から転入・赴任してこられた教職員からは、毎回給食がおいしいとの声が聞かれ、吉賀町で育った高校生からは、町外で育った同級生と会話する中で吉賀町の給食のレベルの高さを知った、という話も聞いております。

誇れる理由としましては地元の有機米、そして一部は有機を含む地元の野菜を使い、例えば里芋のコロッケや春巻など、手作りのメニューも織り交ぜながら提供しているところでございます。すばらしい材料を安全においしく調理していただく、やはりこれに勝るものはないと思います。

また、無償化により、保護者の経済的負担も軽減できており、子育て支援の一助となっている

ことも特筆すべきことだと思います。

それから、教育委員会として子育て支援には何が必要かということでございますが、今、本町の給食が話題となっておりますので、食育の面から述べたいと思います。

各学校では、給食を中心に据えて食育を推進しておりますが、地域の産業や人との関わりといった視点で申せば、まず1点目、食材の生産者を給食に招いたり、反対に生産者の畑を子どもたちが訪問したりして交流する。

2点目、昨日、柿木小学校5、6年生の棚田米の稲刈りの様子も放映されていたところでございますが、子どもたちが農業体験で生産者と関わりながら育てた米を給食で提供したり、子どもたちが圃場見学した食材を給食で提供したりするという点。

3点目、高校生を招き、アントレプレナーシップ教育の一環（多文化共生）等で学んだり、考案したりしたメニューを給食で提供し交流する。

4点目、保護者を試食会に招いたり、調理員を給食に招いたりして交流する。

5点目、保護者や地域に対し、給食の献立表や給食便りを活用し、食に関する指導の様子や給食レシピなどを紹介する。

このような食育活動を行っており、こうした地道な取り組みこそが子育て支援、さらには親育ち支援につながると考えております。

もちろん、食育に関わる給食費無償だけでなく、新入生の制服代補助、現在実施しておりますICT環境や読書環境の整備、支援員や非常勤講師の配置、そして、魅力ある学校づくりを支援・推進していくことも大切な子育て支援だと考えます。

こうした施策が単独の方策としてではなく、先に述べました食育での具体的な取り組みのように、「ひと・もの・こと」が有機的につながり、子育て・親育ちに寄り添ったきめ細かな支援となるよう、努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今の答弁を受けまして、ちょっと資料を配付したいと思いますので、お許し願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） よろしいですよ。

（資料配付）

○議員（11番 庭田 英明君） 別に、教育長の御答弁にどうこう言うわけではありませんけど、たまたま手に入れた資料がありましたので配付させていただきました。これで本当に地産地消、学校給食というのは子どもを真ん中にして、片方には多様な人々、そして片方には豊かな地域、地産地消があるわけですけど、吉賀町として、これ輸入品を多く使っているからどうのこうのじ

やなくて、本当に有機的な給食が行われているか、また、子どもさんの健康を本当に考えた給食がされているのかというのは、私は少し疑問なところがあるわけです。

味が良ければいいというわけでもございませんので、その辺のところは、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。お金で、要するに輸入品とかを使うということは金の問題があるんでしょうけど、金でその給食を提供するんでしたら無償化なんかやめたほうがいいです。

次に移ります。エネルギーの自給をということで、町長にお伺いします。

再生可能エネルギーは大変受け入れやすい美しい言葉なんですけど、風力、太陽光発電施設が全国各地に建設・設置されて、トラブルが多発しております。

ちなみにトラブル、風力発電はもう言うに及ばず、これは自然破壊、健康被害が多発しております。

平成25年の8月1日の西日本豪雨、お隣の町の津和野町さんは大変な被害を受けたわけです。120億円、死者も出されました。しかし、本当に日原というところはアユどころであります。しかし、平成25年の大水害から皆様御存じだと思いますけどしばらくの間、日原の友釣り区間では、アユが取れませんでした。遊漁者も見えませんでしたよね。ということは、風力発電で自然を壊すと、まず川がだめになってくるわけです。ですから、風力発電、健康被害を含めて私はこの建設には大変危惧しているところであります。

7月に農林水産部と環境生産部に益田の方2名と私と、我々の会の会長と4人で要望書を持って訪れました。

このときに言われたのは、やはり一番の決め手は首長の判断が重要だということです。太陽光も今、大規模メガソーラが全国で8,700あるそうです。そのうちの230か所は土砂災害指定区域です。パネルの流出が21年には50件ありました。今年も6月の末の大雨で美祢市のパネルが流出した映像が流れていましたけど、そういう危険性があるわけですね。この災害以外に、経産省に毎年景観等の苦情などで1,000件が寄せられているそうであります。そこで、町長は、はっきりと安来市長のように、住民の健康、命を守るためにも、大規模開発はノーだということを、ぜひ県のほうに声を上げるべきだと思いますけど、どうでしょうか。

それと、先月の一般質問で太陽光発電については、確か条例の制定を考えているということを言われていましたけど、どのような進捗なのかお伺いをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） エネルギーの自給をということにつきまして、端的にお答えをしたいと思います。

まず1点目でございます。いわゆる、反対の声を上げるつもりはあるかということでございます。これまでもいろいろと説明もさせていただいております。事業体のほうが今事務を進めてい

る、風力発電に限定をすると、そうしたこともございます。

そもそも、再生可能エネルギーは国策でございますので、地域住民のこの懸念が払拭されて、住民の理解が得られるのであれば、当然これは歓迎されるべきものであるかと思いますが、そうでない事例があまりにも多いということでございますので、特に吉賀町内でもそうした風力に反対する署名が出されているところでございますので、少し時間の猶予はいただきたいと思いますと思いますが、注視はしていきたいというふうに考えております。

それから２点目の条例の制定、これは今お話がありましたように、この前の一般質問の中で太陽光発電につきましては、条例化の制定をしたいというようなことを申し上げております。

現在、その事務も今進めているところでございます。先般開催されました吉賀町の環境保全推進協議会におきまして、条例の必要性を説明をさせていただいて、その内容について御意見をいただいたところでございます。本町の地域特性を十分に考慮した上で、詳細な検討を進めて早期の条例に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） １１番、庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明君） ぜひ、町内でも風力だけでなく太陽光もトラブルが起こっています。太陽光に関しては特に土地を買い上げる、借り受ける、そして今のソーラーを建設するという動きがどうも多いように感じられます。結局、こういう事業をするのは合同会社でありまして、合同会社、御存じだと思いますけど出資金が１０万円で設立できる会社ですよ。それで、会社の責任と言いますと、その出資額のみが会社の責任、あとは野となれ山となれでありますので、ころころ経営者が変わるわけですよ。こういう危険な事業に対して、町はもうちょっと広報するべきだと思います。

それで、ここにアンケート調査も来ていますけど、これをする前にもうちょっとこの事業の、ここに太陽光なりが出てくるわけですけど、メリット・デメリットを知らせた上でこういう調査をするべきであろうと私は思います。それはもう、これは来たわけですので、出さないわけにはいきませんので、皆さん出されると思いますけど正しい知識を持って選択をしてもらわないと、変な方向に物事は進みますので、そこら辺のところは慎重にやるべきだと思います。

そこで私は、こういうトラブルの多い、いろいろな苦情の多い風力なり太陽光なりに取り組むより、我が町は９４％が森林です。しかも熱効率の高い雑木がたくさんあります。バイオマス、それと先ほどの起業家のところで話も出しましたが、今、２メートル落差があったら十分発電ができる、特許が取れる、そういう技術も生まれているわけですので、このバイオマスと水力発電、ぜひ取り組むべきだと思います。私は、森師が今頑張っていますけど、これは作業道を作るのが目的ではなくて、９４％もある宝の山を経済に生かしていくための手段だと思っております。これが、もう最終的なことではないということをぜひ頭に入れて、このバイオマス発電を考える

べきだと思います。

それと、エネルギーを自給するということは経済、雇用はもちろんですが、経済財政へのメリットが大きいということでもあります。先ほども町長が申しましたように水力発電、「かきのきすいでんくん」で、生まれた財源を給食の無償化に入れていますけど、その給食の無償化のお金は、それを使って子どもを育てる。好循環を生んだるわけでありますので、このたびの燃料の高騰で公共の施設に2,000万の予算が計上されていますけど、そういうことも考えれば自主財源を生んでいくということで、生みながら雇用も生み、そして山も活用できる。そして金を、地域内で、町内で回せるわけですね。そのことを、ぜひ取り組むべきだと思いますけど、町長このバイオマスと水力発電、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 小水力発電所の件につきましては、ほかの議員のほうからもあるようでございますが、これについてはこれまでも幾度となく答弁をさせていただいておりますが、県が可能性調査をする中で、これまで7か所を選定をし、さらにそのうちの2か所について詳細な検討をしたけど、いわゆる費用対効果の部分で採算が合いませんよということで断念をされたということで、現状においては、吉賀町内において県の調査ではその候補地となる所がないということでございます。

ただ、この小水力発電所と言いましても、小水力とは言いながら大きいものから小さいものまでたくさんあるわけでございますので、そうした中でまだまだ本当に小さいもの、効率のいいものができるかも分かりません。

先ほど言いました高津川てらすさんが行っておられます「自分ごと会議」、この前も第2回目に私も参加をさせていただいて、まさにそのときのテーマが再生可能エネルギーでありました。

我々ではこれまで考えていなかったような、いわゆるサイフォン方式を使えば、その辺の難しい部分がクリアされるというようなお話も聞きました。私の頭の中ではまだまだ整理できない部分がありますが、そうしたお話を聞くと、決して可能性はゼロではないということだろうと思いますので、そうしたことについてもこれからも勉強していきたいなと思っております。

木質バイオマスガス発電の件でございます。これまでも何回も答弁させていただいておりますように、お隣の津和野町日原のほうへ発電所がございます。現場のほうに私も担当課長と以前行かせていただきましたが、連携を取れる可能性がたくさんあるわけでございますので、そうしたところで近隣、特に流域の町村、町同士で、自治体同士でそうした形で連携が取れて効率がいいような活用ができるのであれば、そうした可能性についても当然勉強させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

現段階において、それじゃあその発電所を造るかということになりますと、なかなか現時点に

おいてはそうはならないかと思います。ほかの形で連携をすることを考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ほかの形でということでしたけど、ここに発電所がないと、ただ切った木をそこに出すというだけではあまり経済的な効果がないと考えます。このガス化発電は電気はもちろんですが、熱も活用できるわけであります。津和野町の例を挙げられましたが、愛媛県の内子町では、温泉施設に熱を供給している。そして宮崎県の串間市の病院では、これも熱を利用して空調や殺菌に活用している、そういうところもあるわけですので、ただ木を切って出せばいいという問題ではないと思います。指定管理料を下げる、そのためにも公共施設の電気、熱ぐらいは町内で賄うべきだと思います。ぜひ、積極的に前向きな姿勢で、未来に対して投資をしていただきたいと思います。この件についてはまた質問しますので、次にいきます。

アンテナショップについてであります。企業組合から要望書が出て、ここに回答書が町長から出されているわけですけど、これを読んで全く私は理解ができません。6月定例会の一般質問で、町長は他の指定管理者と比べて取り扱いに差があるということと言われていましたけど、はっきりこのアンテナショップを町のものとして借り上げ料を固定化するという事も申しませんでしたし、ましてや備品に関しては企業組合の方がお金を借入れをして調達しているわけですよね。ほかの指定管理施設はどうなんですか。常に行政は公平公正でなければならないとか言われますけど、本当に公平公正な行政が行われているわけですか。黙ってやるところには目をつぶって知らんふりをする。そういう行政で町民の理解が得られるとは私は到底思いません。土地建物賃借料の固定化、備品の調達、行政が責任を持って調達するイベントの町の積極的な参加、この3つを求めますが、町長の答弁をお願いします。

それと、午前中の同僚議員の質問で集会所のバリアフリー化の質問がありましたけど、集会所は指定管理施設ですよ。それをなぜ自治交付金で、せっかくいただいた自治に使うお金をそこに充てなければいけないのか、全く意味が分かりません。

それは、質問ではありませんのでよろしいのですが、今の私の質問にお答えをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、町の責任はということで3点。アンテナショップの関係でございます。

まず、土地建物賃借料の固定化でございます。これにつきましては回答も差し上げておりますし、これまで一般質問でもお答えしております。

もう1つは議会のほうへ今回、要望書が出ているということでございますので、そちらのほう

もやはり我々としては気になるところでもございます。

そもそも言いますと、平成15年の4月にアンテナショップをオープンいたしました。今年が20年目ということでございます。当然、その当時、公共事業以外の所での所得をやはり確保しようということで、そのときの行政が廿日市のほうへアンテナショップを作られた、こういふことでございます。それから20年という歳月が流れたわけでございますが、やはりこの間を見ますと、国、あるいは国民におかれましては、今回「みどりの食料システム戦略」を打ち立てられて、有機に対する関心が非常に高まってきました。吉賀町でも有機農業の実施計画も策定して、4月25日にはオーガニックビレッジ宣言もさせていただいたということでございます。

それから、もとよりアンテナショップでございますので、情報発信の拠点でもございます。そして、今年の6月11日には廿日市、吉賀町、津和野町で津和野街道の包括連携協定もさせていただいたということでございまして、そういう中で20年目を迎えたということでございます。

なかなか本来の設置目的であります、このものが十分にまだまだ果たされていない、やはり機能不全だというふうに私は理解をしております。

ですから、今取り巻く環境、いろいろなこの難しい部分がありますが、私としてはどうにかこの土地建物の賃借料、いわゆる固定費の部分をどうにか、できるものならやりたいという気持ちは十分あるわけでございます。そこのあたりにつきましては、やはり議員のほうにもお分りをいただきたいなというふうに思っております。

本当にここを、場所はいろいろあるかと思いますが、これまで20年間あそこでやはり居を構えてやってきたということで、もう知名度もかなり上がっておりますし、これからまだまだポテンシャルがある所でございますので、これはどうにかやっぱり私としても解決をしていきたいなという思いがあるということは、この場でしっかりお伝えをさせていただきたいと思います。

備品の調達、これは指定管理の関係ともお話がございましたが、なかなか難しいところがございますので、我々といたしましてもケース・バイ・ケースで対応していきたいと思っております。

それから、イベントへの参加でございます。小さいイベントからたくさん、アンテナショップでもありますので、私が出かけられるときには私もそこへ出かけておりますし、特に今回は20周年ということもございますので、これは町の施設でございますから、町のほうが20周年の記念イベントの予算を確保させていただいて行いたいということでございますので、こうした思いに全く否定するものではございません。これからもこういう形で行政としてしっかり支援なり応援をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） アンテナショップができて、20年経ったわけです。その間に広島の廿日市との関係も結構深くなっていると感じております。この信頼関係を、お金だけで失

うようなことがあつては決してならないと思いますし、要望書が経済委員会にも提出されて審議されているということです。経済委員会の意見をしっかり聞いて、ぜひ政策に生かしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、11番、庭田議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時01分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

5番目の通告者、3番、三浦議員の発言を許します。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、町長に1点質問いたします。

人口減少による町の対応はということですが、今までこういった関連の質問をしたことはありますが、今の町の現状を踏まえて、また再度こういった質問をしていきたいと思います。それで、同僚議員も本日の質問等々ありましたが、それと重なることもあると思いますけど、町の今の現状を踏まえて、いろいろな面で質問したいと思います。

日本全国の自治体で人口減少対策に取り組んではいますが、これといった、各地方でも打開策が見いだせない地域も少なくない。本町においても第2次まちづくり計画、また、人口ビジョン、総合戦略等々の町計画が実施されております。今の現状で言えば、人口減少、5,800人弱ですが、急激な人口減少等々は見られませんが、今後、長期的に考えていくと、やはり年齢遂行等々を見ますと、まずは少子高齢化対策等々がしっかりと根づいていないというところが見受けられるのではないかとということで、まず5点。

1点目、この人口減少についての原因と受け止めていいと思いますが、少子高齢化対策。そして2点目に、独居の高齢者対策。3点目に、民間企業等の働き手不足。4点目に保育所・学校の存続。5点目に福祉施設、これは医療・介護等々いろいろありますが、これらの存続について。ということで、今後の10年、20年を見据えて町がどういった対策を取っていくかと、町民に対して安心な暮らし、生活面も大変重大な問題でありますので、この町独自のどういった対策を取っていくかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、三浦議員の、人口減少による町の対応はということで、まず全体についての答弁をさせていただきたいと思います。

人口減少への対応につきましては、御指摘のとおり、全国的に厳しい状況の自治体も多く、吉

賀町においても「第2次吉賀町まちづくり計画」や、「まち・ひと・しごと創生第2期吉賀町総合戦略」、ほか諸計画に基づき各種事業を展開しているところでございます。特に、「まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略」の人口目標におきましては、2025年時点で総人口5,766人、高齢化率45.0%と推計していますが、2023年、本年8月末時点で総人口が5,744人、高齢化率が45.2%となっておりまして、2年前倒しの数値となっている状況でございますので、大変危機感を感じているところでございます。想定より2年早くこうした事態が表れてきたということでございます。

それから、通告書の中で10年、20年先ということでございますが、やはり今、吉賀町の最上位計画はまちづくり計画でございます。これも10年のスパンの中で今、後半戦に入っておりますが、そうしたものに基づいてということでございますので、これから20年以上、あるいは30年、40年、50年に向けてのまずは手持ちの計画はない中で、今あるこの計画の中でどういった対策を講じていくかということで、答弁をさせていただきますので、その点は御了承いただきたいと思います。

まず1点目は、少子高齢化対策についてであります。令和4年度出生数は33人で、令和2年度以降は横ばい状態で推移しています。高齢化率は、令和5年3月まで増加傾向となっていました、4月以降若干の減少傾向にある令和5年6月時点で45.3%となっています。今後については、出生数は横ばいから減少、高齢化率はやや上昇傾向で推移していくものと予測しております。第2期吉賀町総合戦略に掲げた基本目標3でございますが、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を達成するため、当面は現行の子育て支援施策を継続して、令和4年度から向こう5年間の出生数目標150人の達成を実現してまいりたいと思います。1年にいたしますと30人の出生数ということでございます。

2番目に、独居の高齢者対策についてであります。前述のとおり、高齢化率はやや上昇するものと見込んでいますが、2020年国勢調査に基づく65歳以上の5歳階級別単独世帯の割合は、男性は65歳から84歳までの間、女性は75歳以上において2015年調査から増加しており、この傾向は今後も継続するものと考えています。

町内の状況を見ますと、人口減少の影響により、自宅周辺地域の環境維持や買い物や通院等に必要な移動手段確保など、独居の高齢者が安心して住み慣れた自宅や地域で生活を継続することが難しくなっている状況にあると認識していますので、地域福祉向上に向けた買い物や移動、医療機関受診等に関する支援策の検討を吉賀町社会福祉協議会等と連携を図りながら、引き続き実施をしていき、住み慣れた地域での生活継続を支援してまいりたいと思います。

3点目は、民間企業等の働き手不足についてであります。企業における働き手不足とは、業務を行う上で必要な人材が集まらず、業務に支障が出ているような状態を指すと認識しています。

全国的に働き手不足に陥る企業の割合は年々増加していると言われ、特に、コロナ禍以降に顕著化していると言われています。このことの要因としては、少子高齢化の問題や、また、求人を出しても人が集まらないと困る企業がある一方で、仕事を探しているのに見つからないと悩む求職者がいるなど、企業と求職者の間で求める能力や資格、労働条件などのミスマッチが生じている構造的失業が起因とも言われています。

今後、人口ビジョンの目標にもあるとおり、生産年齢人口、これは15歳から64歳を指しますが、この生産年齢人口への対策が重要と考えています。

吉賀町においても、地域の人材は地域で雇用し、育成・定着させることが重要であり、町内就職率を高めるため、町外へ進学または就職した方のUターンを促す必要があります。また、中小・小規模企業情報の町内外への発信や、若年世代への地元就職に関する啓発、女性、シニア、外国人等多様な人材とのマッチングに向けた環境整備を図ることも重要と考えています。多様な働き方への理解促進、外国人労働者の受け入れ体制支援を図るとともに、デジタル技術やAI等を活用した労働生産性の向上支援といったことも必要になってくることも予想されます。様々なことが想定される中、今後施策を展開するには、吉賀町人材確保定着推進協議会等も活用しながら、関係機関と連携し取り組みを進めていきたいと考えております。

4点目は、保育所、学校の存続についてでございます。

少子化対策と関連しますが、第2期吉賀町総合戦略に掲げた基本目標3の、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ための子育て支援策に必要な保育サービス確保は重要な問題でありますので、今年度から、令和6年度に策定予定の第3期吉賀町子ども子育て支援事業計画において、将来ニーズを明らかにしながら、保育所運営に必要な支援策等を実施しつつ、必要なサービス基盤の維持を図ってまいります。

令和5年段階では、教育振興計画にも示しているように、「吉賀町は小規模校は多くありますが、拙速な統廃合は行いません。小学校においては、原則として全ての学校を存続させます。

一方、中学校においては、全てが存続できるように行政は努力しますが、学校・地域等にもそれぞれの立場で努力してもらうように働きかけます。ただし、極小規模校についてはその弊害も言われており、学校・保護者・地域・行政がしっかり協議を重ね、結論を出します」、のとおりと考えております。つまり、まずは存続を第一に考えますが、10年先、20年先となると、各学校区の児童生徒数の減少数が見通せません。明確な数字ではない予想で統廃合を検討することはありませんが、今後、統合を考えざるを得ない時期が来ることは想定しておかなければならないと思います。

最後の5点目は、福祉施設の存続についてでございます。高齢者を含む町内人口は、今後減少していくため、サービス提供対象者も減少が見込まれますが、在宅生活維持に向けた支援や看取

り等の新たなニーズ等へ対応するためのサービス整備も必要となることから、既存福祉施設を含む福祉全般の見直しを図ることが求められているとの認識を持っています。そのため、高齢者いきいきまちづくり計画（第9期の介護保険事業計画）や、第7期吉賀町障がい者計画策定に当たり、将来ニーズを明らかにしながらサービス必要量・数確保や機能転換等について検討し、充実・強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） ありがとうございます。町長が淡々と答弁されましたが、全く、今答弁されたとおりでとは思いますが。ただ、なかなかその現状が、町長の言われた答弁どおりにっていないことが、今の実態ではないかと思っております。先ほど外国人労働者とか、いろいろそんな話も出たところですが、捉え方はちょっと違うかもしれませんが、外国人労働者が190人でしたか、それぐらいの人口の方がこの町で働かれているということではありますが、これはよしととるか、悪いととるか、いろいろ捉え方はあると思いますが、もともとを言えば、製造業に主に外国人労働者の方は就職されて働いていると思うんですけど、この190名ということは190名、逆に言えば吉賀町の若い人が生産年齢が足りないということになると思いますが、それだけ人口が減っていると、これは一概に確実とは言いませんけど、どこの地方でもそういった現象が出ておりますので、それは致し方ないという、自然現象ととればそれまででありますけど、やはりこの190人にとっても吉賀町の人口が他町に流出しているという考え方が当然、考えの根底にあっておかしくはないんじゃないかと思っております。どうも皆さん、全国的にそういった日本全国で人口減少、島根県でもそうでありますけど、懸念が当然あるわけですが、私もそんなに言いませんけど、それだけちゃんとした、まずは国の設計、人口推移に対してのそういった政策がなかなか追いついていないと、勘づいていないのかよく分かりませんが、そういった時代の流れの中で、一般的に考えれば生産年齢、小学校、中学校、高校生、また、社会人、そういった人間を育てるためには約20年前後、この期間がいるわけですね。そういったところで、やっぱり国の考え方としても、その政策にとっても遅れが生じたんじゃないかということが一つの原因じゃないかとは思っております。

そうすれば、それが県におり、町におり、いろんなそういうところに影響が出てきております。これが10年、20年前から始まったことじゃないかと思っておりますけど、これは町長だけの責任ではなしにということも言えるかもしれませんが、ただ、県もそうですけど、各市町村がしっかりビジョンを持って、吉賀町独自のしっかりとした雇用体制、また、福祉体制、そういったものを作っていないと、Iターン、Uターンを迎え入れるのは当然でありますけど、やはりしっかりとした、ただ計画を作るだけでなしに、そういった後の行動、企画とかそういったこともいろいろ含めてですけど、やはりそういった行動的なことをしっかりやっていないと、

2040年には4,480人ぐらいですか、それぐらい減っていくという推計もありましたけど、ただそれに準じてやっていくだけでは、とてもじゃない人口が減ってきます。本日も、集落崩壊という言葉、久々にちょっと出ましたが、限界集落とか、そういった言葉もいろいろあります。吉賀町もそれに当たる、今後そういった時代も来るかもしれません、ということでやっぱり危機感を持っておかないといけないと、そういうことも言えると思います。

先ほど、5点ほど少子高齢化対策、独居老人とかもいろいろ言いましたけど、これはずっと何十年前からこういった問題も出てきております。社協さん等といろいろ対策も兼ねて、町民の方もたくさんの方が助かっているのは重々承知のところでありますけど。ただ、その高齢者、福祉に関して重点をしっかりと置かないといけないということはもちろん、団塊世代等々、今から私らも20年すると当然そういった世界に入っていきますので、その整備をしていかないといけないということも言えると思います。いろいろ5点言いましたけど、まず、これから少子高齢化ですけど、もう超高齢化の時代がもう目先に迫っております。その中で、やはりこの吉賀町の医療体制、福祉体制、そういったものがちゃんと管理されていないと、もう人口がどんどん、高齢者含めてどんどん流出していくばかりじゃないかなという、そういう危惧はどんどん私の中では、高まっております。やはり、先ほどに戻りますけど、民間企業の働き手不足、主に製造業、土建業とかいろいろ商店、そういったところも徐々に徐々に影響が出ているように見えます、というかも現実的にそういうふうな兆候が見えております。

これをどうしてやるかということも当然、企業努力ということもありますが、ただ現実にある案を出して実行していかなければ、どこの民間業者も人手不足でありますので、外国人を雇えば可能であるところはよしとして、やはり、この日本の厳しい土建業とか建築業、そういったところはやはり資格を持っていないとできないとか、そういったこともありますので、なかなか外国人を受け入れればいいと、そういう問題でもないと思います。やはりそこは、吉賀町の若い方が都会等々へ出て、その方々がそのプロジェクトということもありますけど、しっかりとこっちへ戻ってきてくれる、もう魅力、魅力と言いますが、もう魅力どころでないんですけど、しっかりとその体制を作っていないと、本当、悪い言い方ですが老人の町になるんじゃないかと、そういった危惧をしております。重なって、このまま行くとなかなか、先ほど言った集落崩壊とか言いますが、各地区で今現在、自治会関係でも私どもの地区でも自治会解散等々、そういった現象も目の当たりにして、今から自治会自体も形成を変えていくと、そういったことも考えていかないといけないと思っておりますが、やはりそれと協働して町のその体制、人口をどうやって増やすか、また、民間企業が苦しんでいるときに人材不足等々それに対してどういった支援ができていくかということをしかりしてやらないと、もうこの5年、10年、多分5年したら、今の状態でいけばかなり人口推移も変わっていくんじゃないかと思いますが。いろんな現況を踏ま

えて不安要素というのがあるわけですが、本日も病院の関係でちょっとありましたけど、私もち
らほら5、6件町民の方からいろいろ質問等々聞くわけですけど、今の病院に関しては病院患者
のベッド数を減らすということで、結構、重病の方もいろいろおられると思いますが、これを単
純にそういった企画によってゼロにすると。それをゼロをするというのが、その患者さんに対し
て、家族に対してもそうですけど、やはりどこの病院に、こちらで紹介しますので安心してくだ
さいとか、そういったどうも案内がないみたいで、そうしていけば結局、一番大変なのは患者さ
ん、イコールその家族ということになってくるわけですけど、やはり家族の方もすごく困ってて、
その方はもう他県に住んでいるんですが、そちらに一緒に住むかとか、そういった話もいろいろ
今現状出ています。いうことは結局、もうどんどん町外に人口流出すると、この一つ、病院一つ
の問題にとってもそういった現象が出てくると、それだけならいいですけど、また業務上に対し
てもいろんな、先ほど言いました保育所・学校とか、そういったものにも全て影響してきます。
こういった流れが明るみに出てくると、もうそれをきっかけにどんどん人口流出してくると、そ
ういった流れが出てくると、もう止めることができません。いうことは、今のうちにしっかりと
した、これはこうするんだと、しっかりしたビジョン、計画を立てておかないと、もうこの町も
本当、何回も言いますが集落崩壊、こういった言葉がどんどん出てくるんじゃないかというふ
うに思っております。これは私だけの意見ではありませんけど、町民の方もそういったことを危
惧されております。やはり、何年か前に私も言ったことあるんですけど、この町は福祉の町と、
また文化の町、スポーツの町とかいろいろ、もう10年ぐらい前ですか、言ったことあるんです
けど。この町は仕事、生活、町民の方の年齢等々を含めまして生活スタイル、そこらへんを含め
まして、将来的にどうなるか言うのと、やはり福祉に関して、簡単に言えば福祉の町ということに
なるんじゃないかと思いますが、町長もその辺り、いろいろ考えていらっしゃると思いますけ
ど、そういうことをしっかりやらないと、と同時に福祉ということはやはり、病院関係、
病院の健全化いうのも、これはもうイコールでありますし、病院があって福祉ができる、福祉が
あって当然、病院と連携してできると、そういったものをしっかり重視していかないと、力を入
れてある程度のところまで達成していかないと、この町はなかなか生き延びないんじゃないかと
思っております。この町は特色があって製造業が盛んでありますが、これもなかなか今現状、先
ほど言いました外国人労働者がどんどん増えてきておりますし、やはりいろんな面で外国人の方
が来て働いてくれるのは大変うれしいことではあると思いますが、やはり吉賀町は吉賀町の地
元の人が都会から帰ってきてくれて、そしてこちらで生涯暮らすと、それにはやはり職場という
ものがありますので、その中でもやっぱり福祉しかないと思いますけど、あと、職業としたら山
が93%前後ですか、そういったところでもありますので、あと残りの農業しかないじゃないかと、
製造業はもちろん当然あると思いますが、そういうところをしっかりと人口推移等々しぼって

って、スピード感を上げてしっかり形づけていかないと、ちょっとまずいんじゃないかなと思っておりませんが、そのあたりで私もちょっといろいろ考えていることを言いましたけど、その辺について町長から答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告のありました5点について町といいますか、私の考えを述べたのが答弁内容でございますので、それ以上のことはないわけでございますが、やはり、まだまだ言葉足らずということで申し上げますと、まちづくり計画であったり総合戦略であったり、とりわけこの令和5年度で言うと、この施政方針が全てでございます。これをこの1年でやりきっていきましょうと、それによっていろいろな課題、人口減少もそうでございますが、これを克服していくんだということでございますので、その点はまた繰り返し申し上げておきたいと思います。いろいろ御意見がございました。若い方は、残念ながら進学とか就職でなかなかこの町内でもそうした機会がないということもあって、資源がないということがあって、一旦都会、町場へ出られますが、まさにサクラマスプロジェクト事業で教育委員会中心に進めておりますが、そうしたことをする中で将来的に、やはりこの町に魅力を持って帰ってみる、吉賀に帰って頑張ってみよう、あるいは、帰ってこれられなくても遠く離れたところからこの吉賀町をいろいろな形で応援してみようとか、そうした子どもさんが、やはり増えてくるのが非常にいいことかとは思いますが。UターンそれからIターン、Jターンとかいろいろありますけど、まずはこの町に関心を持っていただく、魅力を持っていただくということが第一でございますので、そうした形で、これからも取り組んでいかなければならないと思います。

さっき言いました人口の、進学とか就職で一旦町場へ出ると、必然的に人口は一時的に落ちます。ただ、これをまた取り戻すというか、UターンとかIターンもあろうかと思いますが、それに含めてこれやはり外国人労働者の方がまだこうして吉賀の地に来て働いていただける環境があるということが、まず、これはすばらしいことだろうと思います。外国人の方がおられるのがいいとか悪いとか、そうした問題は今もうないと思います。多文化共生でございますから、言ってみればこの今の状態が日本における普通の状態なんだと、グローバルで仕事をする、教育をする、そうした時代になっているわけでございますから、吉賀町にたくさんの外国人がおられるのも、これは当然のことだろうと思います。

そうした中で今、約200人ぐらいの皆さんが来ていただいておりますので、これを企業の支援をしたり、あるいは住居のことも含めて、いろいろな生活支援をさせていただくというのが、我々行政の役割ではないかというふうに思っております。

外国人のことも含めて、今度は、一番の問題は、先ほどもほかの議員のところで申し上げましたが、各企業さんの従業員の確保の対策でございます。本当にこの吉賀の会社で働きたいけど住

まいがないのでなかなかそれが達成できません。という方がたくさんいらっしゃるというふうに聞いております。今回、医療の関係で法人さんが持っておられる、六日市医療サービスでございますが、持っておられます。物件を吉賀町のほうへ譲渡していただけるという、非常にありがたいニュースでございまして、これを非常に有効に活用していかなければならないということで、今担当課のほうで関係する企業さんのところへ出向かせていただいて、有効に活用していただきたいということでお話もさせていただいているところでございます。これを機と捉えてやはり、住居対策を少しでも解消できるように取り組んでいかなければならないということで、我々といましては、私も先般とある企業のほうにも足を運ばせていただきましたが、町の思いと、それから企業様のその思い、マッチングするようにこれからも調整をさせていただきたいなというふうに思っております。

それで100%解決ということには当然なりませんが、またそれをしたことは足がかりに、いろんなことで考えてみたいなというふうに思っているところでございます。

それから、病院のお話もございました。先ほどのところでもダウンサイズにするさなかでございますので、御家族の皆さんをはじめ、御本人様を含めて非常にまだ心配な部分があるかというのは重々承知をしているところでございます。その不安が少しでも解消できるように、当分のところは、現在は石州会六日市病院でございますので、石州会の責任においてということになるかと思いますが、行政のほうもいろいろな形で関わりを持ちながら、そうしたことの不安解消に向けて取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

いろいろ他方面にわたる御意見でございましたので、全てについての回答ができていない状況でございますが、取りあえずは以上で終わりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） ありがとうございます。もう1、2点あるんですが、先に言えばよかったんですけど、民間企業等の働き手不足というところになるんですけど、もう来年2024年問題というのは町長、当然御存じだと思いますけど、やはりこの吉賀町の業者に関しましても、特に運送業になってくると思いますけど、宅配等々含め2024年問題ということで、また、それに重ねて今燃料の高騰とか、電気料等々そうですけど、そういった悪条件の中での2024年問題ということで、現実にはそういった動きになってくるわけですが、どうも国が言っていることと吉賀町だけでなしに、山口県、広島県でもそうですけど現状とかけ離れたような、そういった政策も立っているのかなと思ったりもしているんですけど。これ、吉賀町に当てはめていくと、この2024年問題ですよ、そこら辺と、いろんな電気料とか高騰とか言いましたけど、当然、食料品そういった高騰も当然ありますし、町のほうではそういった対策も、食料品・電気料等取っているところではありますけど、こういったものが今からどんどん出てくるか

なという予想もあったりもしながら、まずその２０２４年問題もまた出てきますので、そういったところを町長はどういうふうに、この吉賀町の現状を見てどういうふうな捉え方をしているか、また、どういった支援等を考えているか。当然、これも人口問題につながることで、もしお考えがあれば、答弁願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それぞれの業種、業態のところで迎える厳しい現実が待っているということで、先ほどは２０２４、２０４０とか、また、２０２４年問題とかいうことも出てまいりましたが、そういったひとつは、やはり働き方改革等がどんどんと言われておりますので、これまでのこの概念の中で行ってきた働き方であったり、それからいろんなその経済の回し方が常識というか、そうでない部分が出てくるということでございます。それに対応するような企業様の努力であったり、それから行政であれば行政、どうしたらそうした支援ができるのかということが出てくるかと思えます。企業関係で言いますと、企画課のほうが定期的に町内企業様のほうへ出向いてヒアリング等もしておりますので、そうしたことをやはり集約をさせていただきながら、コロナとはまた別の問題だろうと思えますから、そうした形で行政として国、あるいは県の施策と合わせて対応できるようなところがあればそうしたことについても、これはやはり勉強していかなければならないというふうに考えております。

なかなか、しっかりした支援ということには、バックアップにはならないかも知れませんが、できる範囲の中で吉賀町としてもそうしたことについての支援をしていく必要があるというふうには認識をしております。

○議長（安永 友行君） ３番、三浦議員。

○議員（３番 三浦 浩明君） すみません、もう１点。これで終わります。

先ほど、福祉施設の存続という１点言いましたが、現状、吉賀町の福祉施設、待機者が４０数名ずっと待機者が続いております。そういったところで、団塊世代等々を含めまして、この福祉施設に対して施設をどうするかと、あとの待機者の対応をどうするかと、そういったことに関してどう考えられておるか最後にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 待機者という表現でございましたが、こういった状態の方の待機者というのはちょっと分かりませんが、いずれにしてもこれは需要ニーズに対してこちらがこういった形で施策を作って、官民含めて提供していく方法があるかということだろうと思えますので、まずは今、手持ちの計画がもろもろございますので、その中でニーズ調査であったり、現状分析をさせていただきながら、これからの施策の部分をどういう形でやっぱりやっていくか、民間と一緒にやっていくかということも含めて考えていかなければならないというふうに思ってお

ります。

その場、その場で場当たりの対応は当然できないわけですので、現状とこれからの将来推計もしながら、その対応については考えていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明君） ありがとうございます。それでは、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5 番目の通告者、3 番、三浦議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時47分休憩

.....

午後2時58分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問の6番目の通告者、5番、河村由美子議員の発言を許します。5番、河村由美子議員。

○議員（5 番 河村由美子君） 私は、2点通告しておきましたが、まず1点目につきましては、病院新設についてということでお尋ねいたします。

8月4日の全協におきましては、石州会所有の建物は有償譲渡を受けないで新病院を建設する基本方針を出されまして、翌日、新聞に出たわけですが、建設用地施設規模等は未定とはいえ当然、私は想定内のことだろうというふうに、その時点では受け止めましたが、また、病院の新設までの、建設までの石州会の建物設備を有償で賃借するとしていますけれども、現在の病院は、あそこは敷地内が鹿足河内内ではありませんが、非常に大きい災害がありますと、あの位置はレッドゾーンであるというふうに私は認識しているわけなんですけれども、そういうことを踏まえて総合的に判断すれば当面、新病院開設まで、これは私の一つの持論といいますかあるんですけども、新病院を建設までのどう言いますか、新しい病院を造れば起債とかいうようなこともありますし、あっさり別の場所へ新設をする方向で検討されたほうがいいのではないかなというふうに思いますし、その辺について先月の31日は方法が全然変わって、今の病院を3億円の土地を有償で譲渡を受けて、その場所へ新病院を造るという話ではありませんでしたけれども、そういう方向転換があったということの中で、いずれにいたしましても今日も質問が出ておりましたが、医療の空白はあってはなりませんし、それは町の最高責任者として責任が重大なわけですので、新病院の新設までの時期と場所と、町長のお考えの腹案といいますか、案をお持ちでしたら、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員の病院新設についてということでお答えをし

たいと思います。

新病院の建設に係る建設時期及び構想についての御質問でございます。

新病院の建設につきましては、8月4日の町議会全員協議会において、新病院行動計画及び新病院基本構想の中で町の方針を説明させていただいたところでございます。

また、8月25日には、島根県知事のほうへ面会をさせていただきまして、県庁の医療政策課及び市町村課も同席いただいた場で、過大で老朽化している現在の病院建物の現状について説明し、近い将来の建設の必要性について一定の御理解をいただいたところでございます。

新しい病院の完成には、早くても3年程度はかかると見込んでおりまして、その間は現在の建物を活用し、新しい法人による運営を行うこととしております。

8月4日の町議会全員協議会においては、町財政の負担を考慮し、土地建物の有償譲渡は行わず、リース等の方法も検討しておりましたが、8月31日の町議会全員協議会でも御説明させていただいたように、譲渡額について大幅な変更提示がされたこともあり、建物については無償譲渡を受けることを基本線としております。

建設用地につきましては、今後、新病院建設基本計画策定委員会、あくまで仮称でございますが、この委員会を立ち上げまして、その中で建設候補地や建設規模等についても議論し、住民説明会等も踏まえて進めていきたいと考えております。

その際には、当然のことでございますが、安全性、利便性等も十分考慮して対応してまいりたいと思います。

なお、通告の中で現在の場所、鹿足河内川、いわゆる鹿足河内の河川敷で豪雨を想定すればレッドゾーンですというような発言もございました。このレッドゾーンであつたり、あるいはイエローゾーンでございますが、島根県が指定するものでございました。現状においてこの周辺地域がいずれの、いわゆるそのレッドゾーン、イエローゾーン、こちらのほうに指定されているという事実はないということを申し添えておきたいと思います。

また、新病院建設につきましては多額の費用がかかると想定しておりまして、財源については国・県の補助金、有利な起債等を充当して町単独の財政負担をできるだけ抑えていきたいというふうに考えております。

今後、しっかり財政シミュレーションをした上で、島根県を通じて総務省へ建設の協議を行い、来年度年度末までに新病院建設基本計画を策定し、令和6年度には建設事務をスタートさせ基本設計に着手したいと考えております。

新病院の完成につきましては、最短でも令和8年度後半になると考えております。

いずれにしましても、大きな事業となりますので、町そして職員が一丸となって関係機関の協力も得ながら着実に事務等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5 番、河村由美子議員。

○議員（5 番 河村由美子君） 町長の答弁によるとあの地がレッドゾーン指定は受けていないということではありますが、それが1つの条件と、やはりヘリポートもありますけども、やはり新しい病院を造るということは、3年先とはいえ将来的な人口推計に基づいて、その規模を決めるわけですけども、やっぱり立地条件といいますか、そういうことを勘案しますと17年度に柿木村と合併したわけなんですけども、やはり国道からぱっと入れるといいますか、そういう直進できるようなそういう位置がいいと思うんですよ。そうすると、例を出しますと真田地区というように私が将来的なことを考えて人口減少も近いですけども、今小さな合併をしてきましたが、将来的には広域合併というか、そこまで時間、生きているかどうか分かりませんが、そういった具合にずっとずっと将来を見据えた新しいもの、今後、先に30年、50年使う病院でもありますし、それと、住民がちょうど真田地区だったら柿木から、六日市、金山谷まで行きますと、ちょうど真ん中辺りになるという、私的なことと、地の利から見ても実際そうなんです。その辺をぜひぜひ、検討の余地、十分あると思いますので、どっちみち、やるとなれば新しい病院には新たな起債、いろんなことを県のほう、国のほうにお願いしてやるわけなんですけども、その辺でやはりまず第一には利便性がいいということ、将来を想定してやるということ、そして費用対効果のこともありますけど、今度は企業会計が入るわけですから、そういうことで言いますと、いろんな施設整備をするに当たっては、リース対応ということになりますと経費で落ちるといようなこともありますし、当然、今の病院のものを、機械器具をそっくりということにはなりませんので、例えばそこでやったにしても、そういうことも勘案しますといろんな相対的なことを考えて、そういう案が一つあるということは町長、しっかりと受け止めて、「いや、わしもそうなんよ」というんならそれでもいいと思うんですが、その辺の御回答をいただきたいと思います。

とりあえず、病院につきましては、今そういうふうに8月4日、31日でくるっと方向が変わってきたわけですから、今後は、先ほども1番議員が言われておりましたように、石州会のほうの経営のこともありますし、できるだけ早くそういう体制を移行できるように、関係者の皆様に頑張っていただくのが一番だと思いますし、それもですがやはり禍根を残さない、一番いいのは円滑に移行ができることだとは思いますが、その辺で叡智をしばって担当課、専門部署もあるわけですから、その辺のところをしっかりと検討した上で新病院については、場所的にはどこがということが、町長が今お考えであればそれでもいいんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで、いろいろ紆余曲折がありながら方針も何度か変わり、そして

交渉に入るとまた状況が大きく変わったということで、本当に日々刻々といいですか、状況が変わる中で判断をせざるを得ないというような状況でございます。そうした中であっても本線間違えることなく、やはり進んでいかなければならないというふうに思っております。

一番大事なのは、いわゆる今、石州会様とそれから新しくできました医療法人カタクリ会とでシームレスに引継ぎができるということです。隙間なくそこが引継ぎができるということが一番でございますので、前倒しというような発言もほかの議員さんからもありましたが、そうした事態の想定をしながら、今準備をしているところでございます。

それで、5番議員の私見ということでお伺いをさせていただきました。規模感というよりも場所の問題、立地条件の問題でございまして、これは私見として私も受け止めておきたいというふうに思っております。

私から今、どういった考えかということについては、これは今発言するべきではないというふうに思っております。

先ほど答弁させていただきましたように、これから建設用地、これは当然候補地であったり、建設のいわゆる規模感も含めてなんですが、あくまで今、こちらの事務方のほうで仮称ということにしておりますが、新病院建設基本計画策定委員会というこうした会を立ち上げて、そちらの中で申し上げました建設候補地とか建設規模等について議論させていただいて、当然、住民説明会等も交えながら、その事務を進めていきたいというふうに思っております。やはり肝心なのは、安全性であったり利便性であったり、そうしたことが一番になるかと思しますので、将来を見据えて内容をまた精査をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 今の段階では町長のお考えも方法もそういうことでございますので、この病院の件につきましては、取りあえず住民説明会を早急に開いていただいて、住民の方がいろんな憶測の中で、我々入院するんだけど、どうだろうか、というような話も聞きますが、病院側とすればダウンサイジングというか、縮小に代わって入院されている方をどこの病院とか、できればやや元気な方は自宅のほうへというような方向を出しておられるようでございますが、その辺が高齢者を抱えている方にとっては非常に不安な点がありますので、その辺が円滑にいくようなということが一つと、全体の将来の病院像といいますか、方向性というものはいち早く、この前の計画書では来年度とありましたが、できるだけ早く町民の方に説明会を開いていただくほうが、安心度というかその辺があるのではないかと思いますので、その辺のところをお願いと言えおかしんですが、申し添えまして1点目の病院につきましては以上で終わりたいと思います。

それで、2点目の質問なんですけども、自主財源の拡充についてということで、これは前から

私の持論も含めてですけども、先ほども11番議員の質問もありましたが、水力発電というのを何年か前からいろんな議員の方の中で、水力発電をしたらどうかというような、計画を立てたらどうかということがいろいろ出てきたと思うんですよ。

それで今、柿木で実際に稼働している「かきのきすいでんくん」も、老朽化によってタービンが摩耗して、それで更新したいというので更新費用とかかかりましたけど、いずれにしても私は農協の関係で柿木がつくられたという、すばらしい柿木の方、先人がすばらしい考えを持っておられたので、その立地条件的にあそこが適地だったということも相まってかもしれませんが、私はすばらしい構想をつくっておられたなという感心しているわけなんですけど、それが現在に至っても、今おかげさまで少子高齢化の手当てにお金を持っていかれるというような状況になっています。そうした中で、今全国でも水力発電とか風力発電とか予備発電とかいろいろ太陽光とかありますけれども、国自体が50年度にはカーボンゼロを目指してやっている中で、いろいろやる中で私も再三再四提案といいますか、水力発電をやったらどうだろうか、そして自主財源を高めることをやったらどうですかということを、提案でもないんですけど言ってきたんですけど、やはり、それが先ほども町長の答弁では、今のところする気ないというような話で、えらい後ろ向きという感じもしたんですが、それには何が、本当にその事業をやることが無駄なのかと思う、無駄といえばおかしいかもしれませんが、費用対効果ということを無性に言わず、商売でも何でもするということは、当然、費用対効果は言いますよ。言いますけれども、やはりそこで、なぜ今このことがお金がない、今から言いますが、ふるさと納税だって昨日か一昨日の新聞皆さん見られたと思うけど、島根県でいうと知夫村が700万円ですよ。吉賀町は1,700万円、津和野町は7,000なんぼ。隣町でも6,000万円からの開きがあるんですよ。そういうふうに、当然、隣町ばかりのことを言いますが、あそこはバイオマスもやっています。バイオマスはバイオマスで、いろんな展開するうちに、いろんな木材、供給がもしかすると水分含有量というんですか、そういうなのが多いとか、いろんな問題があるようなんですけども、やはり何と言いましても環境負荷を軽減するということと、自主財源を高めるということと、木材の再生を図るということ、そして雇用が発生する。ということで、やはりある意味では時代に則った計画とは言っても、ある意味、津和野町なんか冒険的なことをやっておられるということだと思いますよ。それが当町に置き換えてみれば、いや、あれをやればお金がかかって費用対効果がどうのこうのとか、そのくせですよ、「かきのきすいでんくん」で1,000万円も子ども手当に給食費をタダだというようなことに回していられるような、恩恵を受けながら、やっていることと想像していることと、計画というのが相反して、実に整合性がないと私は思いますよ。

それとちょっと話は変わりますけれども、要するに自主財源を高めましょう、増やしましょうというのが私は言いたいんですけども。先月の新聞見られたと思うんですけども、松江の市長が、

マーケット、土壌が違いますが、上定市長が4月に渡米して、アメリカに行ってインバウンドの営業をしてきたと、すごい勢力的に職員を12名か、1,600万円ぐらいの費用がかかったということです。そして、アメリカのシリコンバレーという所はいろんな業種の企業が集まっている所なんです。そこで世界中の皆さんが行って、そういうことをトップセールスをやってくるというような市場があるということですね。市長はこの前も台湾にも行ってそういうことをしたということですが、たまたまこれが新聞に出ていたから言うんですが、そのように、やっぱり町長も何か聞いた話では、私はしょっちゅう町長室には行きませんが、黒板にずら一つと予定が書いてあるというわけですよ。それで何しにどこ行つとるかというのまでは知りませんが、ちょっと私が小耳に挟んだのは、この前議会で経済委員会でアンテナショップに行きましたよね、視察に。それは今の生産者組合から陳情が出たりしたという関係もあったんですけども、そういうところまで町長わざわざお礼に行つたって。その程度のことと言うと申し訳ないんですが、わざわざ足を運ばなくても礼状で済むとか、電話で済むとか、そういうことをしてもっともっと違うところで労力を使つていただくほうが私はいいいんじゃないかと、それは私の見解ですよ。

それと、ふるさと納税を増強するには、当町のみ返礼品ではもう品物がありませんよ、実際問題。そうすると、先日、隠岐の島町が泉佐野市と提携をして、具体的にいろんな提携をしてお互いが扶助と言いますか、そういう関係を持って、そういうことをしようというような協定を結んだと言いましょか、そういうことをされたようでございます。

そうした中で、吉賀町は返礼品と言ったらお米であつたりとか、いろんな農産物、生ものを送るわけにもいきませんし、海産物はありませんし、その中で私はちょっと見てないんですけども、ふるさと納税の関係でポスターみたいなものが庁舎に貼ってありますか、どこかに。商工会館なんか貼ったりしませんか。私も聞いた話で現物を見ていないんですけども、そこにふるさと納税の関係で、吉賀町にもうまい肉もありません、魚もありません、何にもないところですが何か寄附してください。えらいネガティブな話が載っていたという意見も聞いたんですが、それは私が見てないから申し訳ないんですけど。そういった具合に、吉賀町にはその返礼品に使うにもない、そうすればどっかのあるものと組んでやるといえばおかしいんですが、そうして今、全国でもすごくふるさと納税が増えて、都会地では反対に税収が減つたって、それを取り返そうということで一生懸命になっておられるようでございますが、そうした中で、先般もふるさと納税に浜田の拠点を作りましたよね。業界大手のシフトプラスというのが。これは知事も立ち会っておられますが、そういうところでいろんな情報を見て仲買みたいなことをしてもらおうんだと思うんですが、そういうことをして今、全国の自治体が450自治体、これに参加しておられるんですが、これが浜田に拠点を設けられたんですよ。そういうこともありますので、いろんな情報と市場の調査とかなんとかかんとかをしながら、とにかく事業を展開してお金を稼ぐ、あるいはふる

さと納税をいただいてどんどん町政を豊かにするというようなことをしていかないと、本当、ただただ交付税が入ってくるというようなことで、来年度はどうなるかわかりません。史上最高の国会予算も116兆円なんていう話もありますけども、それが交付税にキックバックするわけではありませんので、今後、吉賀町は独自で水力発電、先ほども言った小さなもの、2メートルぐらいでもできる水力発電、売電料が多くは上がりませんから、「かきのきすいでんくん」みたいな規模がいいんですが。今、全国では一旦落として使った水を再度落として、それを再利用して、量が減るわけじゃありませんけど落として、落としてですから、そういうふうな水力発電の設備をしてやっているところが全国にも数か所あります。ぜひ町長もそういうところに視察に行って、ことをやっていただいたほうがいいというふうに私は思いますが、トップセールスあるいは職員のスキルアップとか、ふるさと納税いろいろ言いましたけれども、今大変厳しい中で町政を豊かにするというのも一つの首長の手腕が問われる時代でございますので、その辺のことをいかがお考えでしょうか、伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、自主財源拡充についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

本当にやりたいことはたくさんございまして、あれもやりたい、これもやりたい、あそこにも行ってみたい、ここにも行ってみたい、というのは山々ございしますが、残念ながら体一つでございまして、時間も制約がある中でございまして、私なりにできる範囲の中で、今努めさせていただいているところで御理解をいただきたいと思います。

まず、小水力発電計画についてでございます。先ほどから11番議員のところでは時間がなくてございましたから、雑ばくな回答をさせていただきましたが、改めてのところもあらうかと思いますが、小水力発電につきましては、島根県が平成24年度に町内7か所について、発電の可能性について調査を行っております。

調査内容の概要を申し上げますと、町内において水力発電の可能性がありそうな場所7か所について現地確認を行い、その中で地形や水量などから可能性が高いと思われる2か所、具体的には高尻川から取水して、真田に発電施設を設置するという案と、もう1つは梶谷の古江堂川から取水して、中河内に発電施設を設置する案、この2つにつきまして整備費やランニングコスト等について試算をし、評価を行っております。

試算の結果、20年間の稼働期間について、2か所どちらにおきましても発電原価が売電単価を上回る事となりましたとの報告を受けているところでございます。

新たに小水力発電が稼働できる候補地は現状においては無いわけではございますが、脱炭素社会の実現に向けての1つの手法として、今後も注視をしていく必要があるかと思っております。

いろいろな会議に出ますと、いろいろなヒントもいただいておりますので、私自身も勉強しながら今からも進めていきたいというふうに思っております。

これは公共で、公でやるということもそれは当然ありますが、民間レベルで、例えば農業用水のところへ小さい発電機を設置をして、それで発電をしてそれを近くにある農業装備の電力に使うとか、それから地域の外灯に使うとか、防犯灯に使うとか、そうしたこともあって地産地消ができるわけでございますので、必ずしも行政がしないから、町は一切しないという意味ではございません。そうしたところも含めて検討していく余地はあろうかというふうに思っております。

それから２点目は、事業の精査と財源増、職員のスキルアップと育成機運の構築についてでございます。

御承知のとおり行政執行に当たりましては、それぞれの分野で基本的な計画や方針を策定しております。例えばまちづくり全体については、まちづくり計画並びに総合戦略。施策や事務事業については、行政改革計画・財政健全化計画。職員の育成については、人材育成基本方針でありまして、こうした計画や方針を土台におきつつ、取り組みを進めております。さらに、町内外の社会情勢は刻々と変化をしており、新たな課題も生じております。こうした状況に対しても、対処していく必要がございます。こうしたことを踏まえつつ、常に事業の精査点検を行いながら、組織と人材の構築・育成に努めてまいりたいと考えております。

最後は、ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税の返礼品につきましては姉妹都市や友好都市、返礼品等の提供を目的とした協定の締結相手の団体の特産品等であるという要素のみでは地場産品とは認められず、この方法はハードルが高いというふうに言えます。また、今年の１０月以降、制度改正により返礼品ルールはより一層厳しくなり、他自治体との返礼品提携はより難しい状況となります。しかしながら、返礼品の種類の増加、磨き上げ、ブラッシュアップでございます。ふるさと納税ポータルサイトを通じた特産品の見せ方、目立ち方を含めた返礼品の情報発信の取り組みを引き続き、関係課が協力して進めてまいりたいと思っております。

また、ふるさと納税制度の周知、理解をより多くの町外にお住まいの皆様にお伝えしていくための取り組みとして、ポスターやチラシを作成し、庁舎、道の駅、宿泊施設、商店やコンビニエンスストア等に設置したり、道の駅や町内外で開催されるイベント等で職員が直接チラシを配り、ふるさと納税へのアプローチも行っております。私も、職員からの要請もあったわけですが、久しぶりにフルセットで行われた８月１４日の柿木でのふるさと夏祭りの際にも、ステージの壇上から、もう最後の頃でございましたが挨拶の中で、帰省をされた皆さんに対して、あるいは県外からおいでになられた皆さんに対しまして、まちづくり、地域づくりについて御支援をいただきたいということで、ふるさと納税、企業版ふるさと納税のアナウンスもさせていただきました。

それから、職員も関係課がいろいろなアイデアを出して、コツコツやっただいておりますが、ここ1か月の中でも町内の2か所の道の駅でふるさと納税に関わるチラシを配布させていただいております。御覧になった方も、議員さんもいらっしゃるかと思います、コツコツとそうしたことをまず積み上げをしていく、こうしたことも必要だろうと思いますので、私は多いにそうした努力に報いるためにも、私自身も頑張っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、町外者へのアプローチとして、ふるさと会や町広報紙送付希望者、吉賀高等学校の寮生の保護者等にもチラシを配付し、情報発信を行っております。

さらには、ふるさと納税サイトを新たに2つ追加し、より多くの方に情報発信を行ってまいります。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長がおっしゃいますように、情報発信を十分に周知、徹底を図ってやるということが一番であろうと思います。

それから、あとは行政がいかに腹をくくって、きっかけをつくって、ねばり腰で継続できるかということだろうと思いますし、やはり物事は視点を変えて、そうしなきゃ世の中変わっていきませんよ。町長は、予算編成権をお持ちなわけですから、お金を動かせる人物であるということです。原資をどう求めるかが仕事であろうと思いますので、そういうところを肝に銘じんでも分かっておられることは十分承知しておりますが、その辺のところを、やはり一生懸命、世の中大変厳しいんですよ。テレビでよくやっていますように、コロナ資金の返済が7月から始まったんですよ。この町内でも30%、3割の方が返済ができない、組み換えをしなきゃやれない、そして今もサービス業、飲食業57%ですよ。町内じゃないですよ、県下でも。そして、全国では建設業に至るまで、運送業者さんも倒産するというふうな厳しい状況下にありますので、やはり予算執行権を十分に吟味して、無駄のないことをして、将来にそれが拡大できるようなことを、ぜひ職員の方も本当創意工夫で、我々もそうなんですけど、いろんなことを提案しながら町民福祉向上のために頑張っていかなければいけないと思いますので、職員の皆様、町長もますます腹をくくって頑張っていってほしいと思います。

答弁は要りませんが、当然、頑張ってくれるであろうというふうに思いますので、以上、私の言いたいことを言いまして一般質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、5番、河村由美子議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、これで散会とします。御苦労でございました。

午後 3 時33分散会
